

令和4年6月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 令和4年6月15日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 荒川義孝議員 (1) 緊急時における福祉施設等の対応について～BCP（業務継続計画）を考える～
2. 内藤とし子議員 (1) 諸物価高騰への生活応援施策について
(2) インボイス制度による事業者への影響等について
(3) 学校トイレ・公共施設への生理用品の設置について
3. 神谷直子議員 (1) 防災について
(2) インクルーシブ公園について
(3) 行政事務のチェック体制について
4. 長谷川広昌議員 (1) 障がい児等施策の充実について
5. 杉浦康憲議員 (1) 訴訟及び損害賠償責任の免責について

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	杉浦浩一
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	木 村 忠 好
総合政策グループリーダー	榑 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー	神 谷 義 直
ICT推進グループリーダー	山 下 浩 二
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	久 世 直 子
行政グループ主幹	本 多 征 樹
財務グループリーダー	清 水 健
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	芝 田 啓 二
経済環境グループリーダー	東 條 光 穂
福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	加 藤 直
介護障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	中 川 幸 紀
こ ども 未 来 部 長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
土木グループリーダー	清 水 洋 己
都市計画グループリーダー	島 口 靖
防災防犯グループリーダー	杉 浦 睦 彦
上下水道グループリーダー	石 川 良 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	小 嶋 俊 明

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	杉 浦 幸 宏

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 一般質問を行います。

1番、荒川義孝議員。1つ、緊急時における福祉施設等の対応について～BCP（業務継続計画）を考える～。以上1問についての質問を許します。

1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、お聞きしたいのは、緊急時における福祉施設等の対応、BCP、すなわち業務継続計画の作成についてであります。

新型コロナウイルス感染症については、第6波のピークを越え、愛知県に適用されていたまん延防止等重点措置も解除されました。しかし、第5波と比べ新規感染者の減少スピードは緩やかであり、全国的にも感染者数の下げ止まり傾向は続いています。高浜市においても、毎日のように新規感染者が発生しており、感染者数も減少しつつも落ち着いているといった状況とはいえ、予断が許せないところであります。

このような状況において、社会福祉施設における介護や障がいのサービスについては、利用者やその家族にとって生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で継続的なサービスの提供が求められています。

例えば、施設内において新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生し、感染拡大のリスクがあるからといって、スタッフ全員を自宅待機させ利用者へのサービスを全て停止することは

できません。なぜならば、介護や障がいのサービスを受けなければ日常生活を送ることさえ難しい方が大勢いるからです。

社会福祉施設は、たとえ新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言下であっても業務を継続できるよう、事前に準備を入念に進めることが必要ですし、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう、事前の検討を進めることが肝要です。

また、福祉施設等においては、高齢者や障がい者など日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害等により電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命、身体に著しく影響を及ぼすおそれがあります。

あわせて、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、サービス提供には必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービスが求められます。

そこで、新型コロナウイルスの影響が2年間と長期化する中、そして近い将来に発生すると言われている南海トラフ地震、年々激しさを増していく台風、豪雨、土砂災害など毎年日本中のどこかで大きな災害が発生することが考えられる中で、緊急時における福祉施設等の対応について、～BCP（業務継続計画）を考える～を一問一答でお伺いしていきます。

まず、新型コロナウイルス感染症発生時の対応についてお聞きします。

市内の社会福祉施設におけるコロナの発生状況について、把握しているのであれば教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ

○介護障がいG（野口恒夫） 市内の社会福祉施設における新型コロナウイルスに感染した人数でございますが、本来、新型コロナウイルスの感染者は保健所において把握しており、本市には感染者に関する詳細な情報は入ってきません。

しかし、感染拡大を防止するため、各事業所で利用者及び職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、速やかに市へ報告をしていただくように依頼をしております。どこの施設で発生したのか、発症するまでにどこの施設を利用したのか、施設内で感染が拡大していないかといった情報を、市内にある各事業所が情報を共有することによって注意喚起を図ることができます。

御質問の、市内の社会福祉施設におけるコロナの発生状況でございますが、本年5月末現在、介護保険施設では28の施設において利用者66人、職員60人の計126人が、障がい施設では4つの施設において利用者29人、職員11人の計40人がコロナに感染したと報告がございました。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

新型コロナウイルスの影響が長期化し、特に第6波を引き起こしたオミクロン株は感染力が強く、本市においても5月末現在、4,276人の市民の方がコロナに感染しました。実に全人口4万

9,282人の8.7%、およそ11人に1人がコロナに感染したことになります。市内の社会福祉施設利用者における感染者数が95人、全施設利用者数1,095人の8.7%が感染したことになりますので、市民の感染割合と同程度であるといえます。

ただし、コロナに感染すると重体化の危険性がある高齢者等にとっては、命に関わることです。御自分が利用している施設において新型コロナウイルスの感染者が発生したと聞くと、もしかしたら自分もコロナウイルスに感染してしまうのではないかと誰もが思うのではないのでしょうか。コロナウイルスに感染するリスクを少しでも避けるため、しばらく施設の利用を控えたほうがいいという心理が働くように感じますが、実際にコロナウイルスの影響による利用控えがあったのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 利用控えがあったとの報告はありません。これは、事業所が利用者本人や家族に対して感染不安に寄り添いつつ、これまで利用していたサービスは心身の状態を維持する上で不可欠であることや、事業所において徹底した感染防止対策を実施していることを利用者へしっかり説明し、働きかけているおかげであると考えております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

各事業所が感染防止対策を講じるとともに、利用者の皆さんに対してはしっかりと説明責任を果たすことにより利用控えは起きていないとお聞きし、少し安心しました。

ただ、社会福祉施設の利用者は御高齢であったりとか障がいをお持ちの方であったりと、もしもコロナに感染してしまうと健常者の何倍もの危険が潜んでいるといえます。特に、介護保険サービス利用者は、65歳以上の高齢者及び40歳以上の特定疾病のある方です。これらの方々は抵抗力が弱く、感染すると重症化リスクが高まります。一旦集団感染が発生してしまうと、深刻な人的被害が生じる危険性が高いといえます。

今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延以前より、様々な感染症に毎年脅かされています。例えば、インフルエンザやノロウイルスなどの季節性の感染症は毎年のように発生し、その対策のため介護施設内での面会制限や禁止、消毒の徹底など様々な対応が必要となっています。そして、その蔓延が顕著となり、職員、利用者の多くが感染症に罹患してしまったり、感染症への罹患を恐れて離職や休職が相次ぐようになると、事業所運営に支障を来していきます。

そこで、新型コロナウイルス感染症により、市内社会福祉施設で集団感染、クラスターとなった事業所がこれまでにあったのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ

○介護障がいG（野口恒夫） これまでに、市内の社会福祉施設で利用者及び職員の感染者数が一度に20名を超える集団感染につきましては、介護施設で1施設、障がい施設で1施設ございま

した。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

施設が集団感染により休止した場合、感染者は主に自宅で療養しますが、感染者ではない利用者也施設に行くことができなくなります。また、濃厚接触のおそれがある場合には、市民のサークルを休止したり外出を控えたりなど高齢者の楽しみや生きがいを奪い、場合によっては残存機能の低下を招き、フレイル、いわゆる虚弱状態に陥ってしまうかもしれません。そのほかにも、自宅に籠もることで認知機能も低下し、軽度認知障がいにも陥るリスクは高まります。さらに、家族にとっても、会社を休んで介護をしなければならないなど、利用者にとってもその家族にとっても、コロナウイルスによる影響は非常に大きいものがあります。

先ほど、利用者及び職員の感染者数が一度に20名を超える集団感染が、介護施設と障がい施設でそれぞれ1施設あったとお聞きしました。どちらの施設も、しばらくの間、施設をお休みせざるを得なかったと思いますが、ふだん施設を利用してみえる皆さんへのフォローはしっかりできていたのかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） いずれの施設も大規模な集団感染であり、利用者だけでなく職員にも感染者が発生し、動くことができる職員は少ない状況でした。また、一緒に運営している他の施設から職員を派遣することも難しい状況の中、限られた職員で全利用者のPCR検査や電話による状態確認、必要時には自宅に訪問するなど利用者の健康状態や生活状況を確認しながら、早期の再開に向けて全力を注いでいました。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

コロナ禍であっても、感染拡大防止の対応を行った上で、介護や障がいなどの支援が必要な方に対して、サービスが途切れることなく提供できていることは各事業者の努力のたまものであり、従事されている皆さんに対しまして感謝を申し上げます。

ですが、しかし、施設が新型コロナウイルス感染症でサービス利用が一時的に停止された場合、利用者が本来必要とするサービスが行き届かなくなる可能性があります。施設が休業されたことにより、利用者へのサービスの低下はなかったのかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 今回、新型コロナウイルスの感染によりまして施設が休業した期間でございますが、最短で1日、最大では土日祝日も含めまして14日休業した施設がございました。集団感染した施設以外は、短期の休業ということもありまして、利用者へのサービス低下はほとんどなかったとお聞きしております。

しかし、長期休業した施設の御利用者さんの御家族からは、利用者の残存機能の低下を御心配され、対応してほしいとの御要望がありました。早速、ケアマネジャー及び事業所へ連絡をさせていただき、事業所の職員が自宅を訪問し、対応していただく場面がございました。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

新型コロナウイルスの集団感染により、14日間も休業せざるを得なかった施設があったとお聞きしました。2週間も施設が閉まってしまうと、利用者の皆さんの生活リズムが崩れてしまうとともに、御家族の負担も大きかったのではないのでしょうか。利用者さんの状態を心配され問合せがあったこともうなずけます。

ただし、介護施設の利用者には、ケアマネジャーがついています。ケアマネジャーが別の施設の利用調整するなど、臨機応変な対応はできなかったのかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 国からは、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いと通知があり、新型コロナウイルスにより万が一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合であっても、介護報酬や人員、運営基準などについて柔軟な取扱いを可能としております。

この国からの通知に従いまして、各事業所では、事業所内に新型コロナウイルス感染者が発生した場合においても利用者の影響を極力抑えるために、できる限りのサービスを提供しているところがございます。

施設が休業となった場合の対応でございますが、ケアマネジャーが他の施設の利用を提案し、利用者の同意を受け、別の施設を利用することは可能でございます。休業期間にもよりますが、短期間であれば施設を変更するよりも施設の再開を待っていたほうが、利用者の状況をよく知る施設の職員が引き続き利用者の健康状態や生活状況を確認できます。施設の再開を待つて継続して利用するか、または別の施設を利用するか、利用者の希望を取りながらケアマネジャーがその方の状況を見て適切にアドバイスすることが大切でございます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

介護施設や医療機関等は、むしろ有事のときこそ事業継続が求められる事業です。感染症が蔓延したからといって、スタッフ全員を自宅待機させ利用者へのサービスを全て停止することはできません。介護サービスを受けられなければ、日常生活を送ることさえ難しい方が大勢いるからです。つまり、介護施設にとって、介護サービスを提供し続けること、すなわち事業を継続することは使命なのです。

施設が集団感染により休止した場合、感染者ではない利用者も施設に行くことができなくなり

ます。先ほども申し上げましたが、外出を控えたりすることで残存機能の低下を招き、フレイル状態に陥ってしまうかもしれません。このような事態を防ぐため、行政として何か対策を行っているのでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 新型コロナウイルスの影響で人員が不足し、利用者へのサービス提供が困難になった施設もありましたので、市内全事業所が集まるサービス調整会議におきまして、有事の際はケアマネジャーと連携し、定期的に利用者の健康状態や生活状況を確認してほしいことと、利用者の希望を確認し、必要に応じて代替サービスの利用を検討していただくように市から依頼をさせていただいたところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） どうもありがとうございました。

各事業所においては、感染防止対策に万全を期していると思いますが、100%感染を防止することは難しく、感染症が発生した場合の対応を平時から準備しておくことが大切です。

その手法として、多くの民間企業でも取り入れられている業務継続計画、いわゆるBCPを作成することが有効と考えます。

自然災害や新型コロナウイルス等の感染症の発生といった不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことであり、介護サービスは要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供することが求められています。

それでは、介護や障がい施設において、BCPを作成しているのでしょうか、教えてください

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 令和3年度の国の制度改正によりまして、介護及び障がい施設においてBCPの作成が義務化されました。

ただし、3年間の経過措置が設けられていますので、全ての事業所は令和6年3月までにBCPを作成しなければなりません。

国では、自然災害発生時の業務継続ガイドライン及び新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインを作成し、BCPの作成、運用のポイントを分かりやすく解説しています。さらに、国は研修を開催し、研修時の資料と動画はインターネットでいつでも視聴することができます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

10年ほど前、内閣府がBCPのガイドラインを改定しましたが、重要な事業を中断させるよう

な災害、不測の事態には、大地震等の自然災害のほかにテロ等の事件、大事故、サプライチェーンの途絶と並んで感染症の蔓延が挙げられています。新型コロナウイルス感染症は、全世界を巻き込んだ大きな災害であるといえますが、コロナウイルスの蔓延と大地震をはじめとした自然災害では被害の対象や期間などBCPに違いがあるからこそ、国もガイドラインを分けて作成したと考えられます。

令和3年度の介護報酬改定では、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者には必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制を構築することを目指した改定が行われました。新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、感染症や災害への対応力強化を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2024年も見据えながら地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保、介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保を図る。具体的には、日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進として感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、災害への地域と連携した対応の強化、通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応について改定がされ、この中でBCPの策定が義務づけられたものです。

では、新型コロナウイルス感染症のBCPと自然災害のBCPにはどのような違いがあるのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 自然災害のBCPとの違いでございますが、主に3点ございます。

1点目は、自然災害のBCPでは、災害発生後、徐々にインフラが回復し、優先度の高い業務から回復していきます。被害の期間につきましても、過去の事例からその影響はある程度想定することができます。

一方で、コロナのBCPでは、感染の流行影響は不確実性が高く予測が困難なため、情報を正確に入手し、その都度的確に業務継続レベルを判断していくことが求められます。

2点目は、人のやりくりの問題です。

建物や道路といったインフラなどに甚大な被害を及ぼす自然災害と違いまして、コロナのBCPでは人への健康被害が大きいことから、感染拡大時の職員の確保策と感染予防に必要な物資の備蓄についてあらかじめ検討していくことが必要でございます。

3点目は、コロナのBCPでは被害の大きさが感染防止策によって左右されます。そこで、職員確保策に加え感染防止策を事前に検討し、対策していくことが必要な点でございます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

それでは、次に、自然災害発生時等の対応についてお聞きしていきます。

5月17日に、明治用水頭首工で大規模な漏水が発生しました。給水区域は高浜市をはじめ西三

河地区全体に及び、農業用水、工業用水に影響がありました。西三河地区は、自動車関連企業の工場が集積していることから、各工場の生産体制に影響が出るのではないかと危惧されました。幸い、工業用水は確保できたものの、農業用水は全国からポンプを借りて懸命な復旧作業が行われ、毎秒8トンの取水量を確保し、5月30日からは農地にも4日に1回は通水できるようになりました。こうした不測の事態にも対応し、事業を継続できるような対応も速やかに実行するために、BCPが必要です。

まず、防災計画と自然災害のBCPとは何が違うのでしょうか。防災計画では不十分なのでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 防災計画を作成する主な目的は、身体、生命の安全確保と物的被害の軽減ですが、その目的はBCPの目的の大前提となるもので、防災計画とBCPは密接な関係にあります。

従来の防災計画の目的に、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または早期復旧することを加えた総合的な計画となるように、BCPは作成されるべきものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

自然災害の発生時には、災害時業務に対応することやインフラの停止等により通常業務対応は一時的に完全に停止、または著しく減らさざるを得なくなります。その後、時間の経過とともに優先度の高い業務から回復させていくことということです。

そのほかの不測の事態としては、情報漏えい等、セキュリティ上の問題、火災、爆発事故、停電、経営者事故などなどBCPが想定する場面は多岐にわたります。

BCPの作成が難しいのは、想定される事態によって職員、設備、利用者等の状況が大きく異なることから、統一することが難しいと考えます。不測の事態の内容によって準備すべきことが変わっていきます。

では、サービス業務継続のための在り方についてお聞きします。

介護や障がいのサービスを提供する事業者は、利用者の健康、身体、生命を守るための必要不可欠な責任を担っています。冒頭でも申し上げましたが、利用者及び職員の安全確保を図りながら、万が一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者及びその家族の影響を極力抑えるように、事前の準備としてBCPの作成は早急に進めるべきと考えます。

そこで、介護及び障がい施設においてBCPの作成が義務づけられましたが、現在の作成状況を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 本年5月末現在、市内介護施設34施設中、策定済みが3施設、率

にして9%、障がい施設では20施設中、策定済みが3施設、率にして15%とまだ策定は進んでいない状況でございます

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

市内の社会福祉施設のBCPの作成状況を伺いましたが、なかなか進んでいないことがよく分かりました。

BCPの作成が進んでいない理由が分かればお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 調査をしたわけではございませんが、各施設にとって限られた人員の中で新型コロナウイルス感染症対策を行いながらサービス提供をいただいている状況でございます。そのような中で、さらにBCPの策定となりますと大きな負担を強いられることとなりますので、そのことがBCPの作成が進んでいない理由と考えられます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

確かに、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、一人一人にきめ細やかなサービスを提供することだけでも大変であるのに、さらにBCPの作成となると相当の業務量が増えることは簡単に想像できます。

しかし、3年間の経過措置が設けられ、令和6年3月までの作成義務とはいえ、新型コロナウイルス感染症対策で大変な今こそBCPの作成は早急に進めるべきと考えます。

これは、私の推論であります。事業者は作成に必要なスキル、ノウハウが少なく、人材、時間、費用の確保が課題になっていると思います。それにより、BCPの作成が義務づけられているにもかかわらず、措置も講じていなかった結果、事業継続の体制が整っていなかったことが理由で、利用者や職員に被害が生じた場合にも、何らの違反等に問われる可能性もあるのではないのでしょうか。

そこで、市においてもBCPの作成支援をお願いできないかと思いますが、保険者としてのお考えがあればお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 本市では、令和元年度より公開研修事業を実施したり、市の指定しました研修費用を助成したりするなど、事業者のレベルアップや資質向上に取り組んでおります。

そこで、こうした研修を活用したり、これまでに集団感染が発生した施設の体験談を聞く機会を設けたりしながら、各事業所にBCPの作成を促してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

これまでに集団感染が発生した施設の体験談を聞くことにより、どのような場面で苦勞したのか、また当時もっとうすればよかった、ああすればよかったといった生の声を聞くことで、自分たちの施設のBCP作成に役立つと思いますので、ぜひ開催していただくようお願いします。

しかし、各施設がカーボンコピーのようなBCPであってはならないと言われますし、対応に差があってはならないと思います。また、サービス形態ごとにも対応に違いが生じるとと思いますが、市としてどのように考え、指導していくのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 先ほども申し上げましたが、国では新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインを作成し、感染者が発生した場合の対応、職員の確保、業務の優先順位の整理、ふだんからの研修・訓練などBCP作成のポイントを分かりやすく解説しております。また、国のホームページには、自然災害編と新型コロナウイルス感染症編のBCPのひな形が用意されておりまして、ガイドラインを参照しながらひな形を埋めていくことである程度のBCPを作成することは可能であります。

しかし、BCPの策定におきましては、検討すべき事項は多岐に及びますし、想定される事態によって職員、設備、利用者等の状況が大きく異なることから、画一的に策定することはできません。

本市では、介護、障がいともに市内事業所が定期的集まって話し合う場を設け、各事業所が課題を持ち寄り、課題解決につなげていく取組を行っております。入所系、通所系、訪問系などBCP作成に関するそれぞれの施設特有の課題を、こうした横のつながりを活用して解決できるように、市として支援をしております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

介護や障がいといった必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、BCP計画の作成はもとより研修の実施、不測の事態を想定したシミュレーション、訓練の実施が必要不可欠です。

それでは、新型コロナウイルス感染症BCPの初期対応について、どのような流れを想定しているのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） BCPでは、あらかじめ全体総括、医療機関、保健所等への連絡担当、利用者、家族等への情報提供担当、感染拡大防止対策担当と役割分担を決めまして、担当者と代行者を割り振っておきます。

連絡担当は、あらかじめ整備しておいた報告ルールと連絡先に基づき、関係機関へ速やかに報告を行います。

感染拡大防止対策担当は、医療機関の指示に従い感染疑い者を受診させるとともに同室の者に体調不良者がいないかどうかを確認を行い、体調不良者がいれば医療機関への受診を促します。また、利用した共有スペースの消毒、清掃を行うとともに、保健所等の指示によりPCR検査等を実施します。

入所施設の場合は、さらに濃厚接触者への対応といたしまして、個室対応や生活空間及び動線の区分けを実施します。

ほかにも、職員の感染があり職員が不足する場合には、施設内での勤務調整や法人内での人員確保を行います。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

初期対応だけでも、行うことが多岐にわたり、職員の負担は相当なことがよく分かりました。

また、施設も入所系や通所系、訪問系などその形態によって対応や注意すべきポイントが異なってきます。だからこそ、平時のときからの研修や訓練の実施が重要であるといえます。

BCP作成に当たっては、初期対応よりももっと前の平時対応に研修や訓練は位置づけられています。この研修や訓練の実施についてどのように想定しているのかを教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 研修や訓練の実施に当たりまして、まずは各業務の担当者を決め連絡先や連絡方法といった体制の構築を行います。また、手指消毒、換気等の基本的な感染症対策や、事業所内出入り者の記録管理を行った感染防止に向けた取組を実施します。

加えて、防護具や消毒液といった備蓄品を確保した上で、感染者や濃厚接触者が発生したことを想定した研修及びBCPの内容に沿った訓練を実施します。

また、職員が感染し職員不足が見込まれることから、過重労働とならないように早めに応援職員を要請し長時間労働を予防するとともに、長時間労働を余儀なくされる場合であっても一定時間休めるように配慮するなど、職員の体調管理とメンタルヘルス対応についてもBCPで定めておくようにしていくことが求められてございます。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

新型コロナウイルスも変異を繰り返しており、最近では重症化リスクの高いデルタ株が変異し、感染リスクの高いオミクロン株が主流となるなど、最新情報や動向を常に把握し、更新したり訓練等で浮き彫りになった課題をBCPに反映したりと、点検と継続的な改善を定期的に行い、BCPをブラッシュアップしていかなければなりません。

BCPを作成して終わりではなく、作成したBCPをどのように運営していくのか、平時からのマネジメントも重要です。市として何かお考えがありましたら教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） B C Pは、作成するだけでは実効性があるとはいえません。最新の知見等を踏まえた上で継続的に検討と修正を繰り返すことで、その施設の現状に即した内容へと発展をいたします。

せっかく B C Pを策定しても、有事の際に機能しなければ、職員や利用者には何らかの悪い影響が出たり、事業継続に大きな支障を来すことになりかねません。義務になったからではなく、介護事業所の事業継続を支える重要な手法として、B C Pの策定と継続的な運用に取り組むことができるように、市といたしましても先ほど御説明いたしました公開研修や先進事例の情報共有を図りながら、福祉サービスの質の向上につながるよう、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

社会福祉施設は、利用者や家族の生活を支える上で欠かせないものであります。これは、利用者の多くは日常生活や健康管理、時には生命維持の大部分を社会福祉施設の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは利用者の生活、健康の支障に直結します。

自然災害、感染症蔓延のいずれかの不測の事態にあっても業務を継続し、または一時的に停止した業務でも速やかに再開できるよう、B C Pの作成と運用について事業所任せではなく、ぜひ市も積極的に関わっていただくようお願いいたします。

次に、社会福祉施設の利用者に特化したことではなく全般的な意味でお聞きしますが、新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控えることで高齢者の残存機能の低下を招き、フレイル状態に陥ってしまい、要介護状態に陥ってしまう、あるいは介護度が上がってしまうといったようなことは避けなければなりません。そうならないための取組について教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 新型コロナウイルスの影響によりまして、私たちの生活は一変いたしました。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発出をされまして、外出を控えたり他人との接触機会を抑制したりと新しい生活様式が提示をされました。このことによりまして、特に高齢者の皆さんは地域との交流の機会が極端に減り、運動機能や認知機能の低下が懸念されるようになりました。

そこで、高齢者一人一人が気をつけるべきポイントや、自宅で行うことができるストレッチや筋力トレーニングの仕方を広報やでいでーにおきまして写真入りで分かりやすく掲載するなど、積極的に情報を発信しているところであります。

また、国は公園での散歩やランニング、屋外で人との距離が2メートル以上確保できる場合はマスクを外すことを推奨しておりますので、感染状況を確認した上で、ホコタッチを活用したウォーキングなど適度な運動を行っていただくようお願いをしておるところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 1 番、荒川義孝議員。

○1 番（荒川義孝） どうもありがとうございました。

感染予防のためには外出を控えることが重要ですが、高齢者の場合、身体活動量が減少することで転倒、骨折しやすくなったり要介護状態に陥りやすくなります。つまり、感染予防と身体活動の維持の両面のバランスを適正に保つことが重要であります。3密回避、マスク着用、手洗い励行などの感染予防を徹底しながら運動することが、これからのウィズコロナの時代となりますので、健康を維持する運動の紹介など積極的に情報発信をしていただくようお願いいたします。

取組については確認できましたが、介護保険施設におけるサービスの低下や停止により利用者の介護度が上がってしまうといったリスクに対して、介護保険者として、また事業所を指導する立場としてどのように考えるのかお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） B C P の策定が進んでいない中、B C P の作成支援はもちろんのこと、B C P の運営につきましても事業所任せではなく市も積極的に関わっていきたいと考えております。

また、自然災害が発生したとしても、感染症が蔓延したとしても、事業所にとりましても利用者の皆さんにとりましても切れ間なく安心してサービスが提供できるように、市としてできる限りの支援をすることで、市民の皆さんが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、福祉行政の推進に取り組んでまいります。

○議長（鈴木勝彦） 1 番、荒川義孝議員。

○1 番（荒川義孝） どうもありがとうございました。

実効性のある B C P の作成支援も重要ですが、市としては例えば施設が閉鎖となった場合、他施設や他市との連携やネットワークの構築など全体を統括することなどが求められますが、どのように考えていますでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） これまで、集団感染が発生しました施設では、対応できる職員を確保できなかったことや物資が手に入らなかったことで苦労したとお聞きしております。大きな法人が運営していれば、法人間で人員や物資は融通できるかもしれませんが、中小の事業所では難しい場合がございます。

今後、各施設が B C P を作成していくに当たりまして、市内施設が連携をして協力体制が構築できるようになればよいと考えておりますので、市といたしましても施設間の協力体制構築に向けて支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 1 番、荒川義孝議員。

○1 番（荒川義孝） どうもありがとうございました。

利用者の多くは、日常生活、健康管理、さらには生命維持の大部分を福祉施設等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは利用者の生活、健康、生命の支障に直結することが分かりました。

障がい者施設においては、障がい者やその家族が地域で安心して生活することができるようにするため、地域生活支援拠点をうまく利用できると思いますし、介護施設は要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、自然災害、感染症蔓延のいずれの不測の事態であっても業務を継続し、または一時的に停止した業務を速やかに再開しなければなりません。このような理由から、介護施設にとっては他の業種よりもサービス提供の維持、継続の必要性が高いのです。

そして、緊急時の対応として並行して行われる他施設との連携、地域との連携では、相互に助け合って利用者等の安全を確保したり、介護サービスの提供を継続できるような環境を整えるため、日頃からネットワークを持っておくことが市の重要な使命であると思います。

介護保険は、地方分権一括法の前年に施行されました。介護保険は、地方分権の試金石とまで言われています。どこまで我が町の独自のサービスを充実していくことができることが期待されておりますので、職員の皆様の双肩にかかっていると思います。

最後に、次期高浜市介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画策定の準備が進められていることと思いますが、今回のことがしっかりと反映されることをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は10時55分。

午前10時46分休憩

午前10時55分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、内藤とし子議員。1つ、諸物価高騰への生活応援施策について、1つ、インボイス制度による事業者への影響等について、1つ、学校トイレ・公共施設への生理用品の設置について、以上3問についての質問を許します。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） こんにちは。

議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して、一般質問通告に従ってさせていただきます。

1つ目、諸物価高騰への生活応援施策について。

まず、生活保護受給者はいつぱいの生活を送っていると考えますが、アベノミクスの失政、異常円安、コロナ禍とウクライナ侵攻と厳しい生活の中、どのような生活を送っていると考えます

か、お聞きになってはいませんか。まずお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） 生活保護世帯につきましては、通常ケースワーカーのほうが対応しておりますが、今の事情の中で生活が苦しいとか、そういったお話は特に出てきておりません。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 市役所に言ってもどうしようもないと思ってみえる方が多いんじゃないかと思いますが、生活保護の方が突然減額されたというお話を聞きましたが、年齢的にはどのような年齢で引下げがあるのかお聞きします。お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） 生活保護費ですが、物価実態、消費実態も踏まえて国が年齢階級別、世帯人数別、居住地域別に基準を設けておりまして、その基準額に基づいて最低生活費を計算している状況であります。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 具体的に、生活保護の方はもう計算はきっちりされているわけですから、減額がされると大変、例えば2,000円、4,000円という金額でも生活に影響してくると思うんですが、どの年齢でそういう引下げがされているのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） どの年齢、年齢ごとに先ほど申し上げたように階層別に金額は決まっていますが、全て引き下がる、当然物価消費実態を踏まえてその基準に合わせて年齢層に基準を設けているわけですので、全てが下がっているとかそういった形ではなっていませんので、具体的にというのはちょっとこの場で申し上げることはできない状況です。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 具体的には出せないというお話ですが、それでも六十何歳から何歳に年齢が上がる頃とか、74から75歳に上がる頃、上がるというか年齢が増えるわけです。そういう頃には引下げがされていると思うんですが、それは年齢はいいですが、そういう年齢があることは確かなんですね。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） やはり、その年齢層に、実態に応じて金額の前後がありますので、その世代で金額は変わってくるものです。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 生活保護の方も、年齢によって受給額が下がるということは分かりましたが、これは市が決めるあれではありませんけれども、こういう何と申しますか、コロナ禍でもありますし、アベノミクスの失政で異常円安が起きて、また今、ウクライナ侵攻ということで日

用品などもどんどん値段が上がるということで、大変厳しい生活を送っておられます。そういうことを考えて、ぜひ国のほうにもそういう面でこれからは引上げを言っていってほしいと思います。

それから、物価高騰に見合った支援について伺います。

毎日ガソリンの値段が上がる度合いがひどくて、大分減ってきたけれども、もう入れようか、もうちょっと入れるのを待とうかなど、家の中でもそういうのが挨拶になっています。電気代もガスも日用品もということで、先日もマスコミでも何品目が上がる、参議院選挙が終わるとまた上がるだろう、参議院選挙があるから値上げを抑えておくという話も出ている。ユニクロも値上げだ、次々上がるニュースばかりです。

その中で、水道基本料金の免除を大府市、小牧市、犬山市、瀬戸市、刈谷市、西尾市、尾張旭市など次々決まっています。高浜市も以前、4か月間実施しましたが、再度実施されてはいかがかと思いますが、お答えをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（石川良彦） お答えします。

物価高騰対策の一環として、近隣市では刈谷市、安城市、西尾市が表明されております。水道料金の減免を半年間実施することと承知しております。

水道事業といたしましては、先ほど議員言われたとおり、令和2年度に4か月の水道基本料金の減免をいたしました。

御承知のとおり、水道事業は料金収入をもって経営していることから、水道基本料の減免は経営の逼迫や将来への料金の値上げにもつながりかねないため、今回の物価高騰支援として基本料金の減免を実施することは考えておりません。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 高浜市も、いろんな施策を実施しているのは承知しています。しかし、子供にとっては特別給付金もありました。けれども、誰でもコロナで厳しい生活を送っています。また、市民の皆さんは高浜は何も給付金がないと、何も無い、せめて水道の基本料金ぐらい軽減してくれないかと心待ちにしています。次々軽減する市が新聞紙上で名前が出ると、高浜市も軽減せよと我が家にも声がかかり大変です。この点でお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（石川良彦） 先ほどの次々と相談があったということでお伺いしましたが、本市において市役所の窓口や電話で減免を実施するかしないかと直接問合せのあったのは1件です。そのほか特に、水道事業の場合は将来に伴う安定供給の対策に、実施に経費が見込まれるということもありますので、今回は実施しておりません。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 高浜市は、この基本料金の軽減をしないというお話ですが、前は基本料金をその水道の料金の中から軽減したけれども、どういう形にしろ、犬山市などは9月から半年、2億円は交付金でやろうだとか、いろんな計画があるようですが、高浜市はそういう考えはありませんか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 昨日も、コロナの関連の交付金の関係で御質問された議員さんがありますけれども、そのときにもお答えしておる、関連しておるといふふうに考えておりますが、今出た、名前が出ました市は水道料金の基本料金を、それは財源は全てコロナでやられておるのか、交付金でやられておるのかどうかはつぶさに調べておりませんが、それぞれの政策があつての方針を出されてやっておられる。我々も、今補正でもそうですが、クーポンブックに続いてプレミアムの商品券をとということで施策をつくっておる。それぞれの施策ございますので、全て愛知県内全部が水道料金ということではなくて、今、議員は水道料金のことをおっしゃっておられますけれども、我々は我々の考え方の中でそれぞれ必要なところに必要な支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今、クーポンブックの話も出ましたが、クーポンブックは非常に不好評といたしますか、あまり業者の方からも市民の方からもあまり歓迎されているとはいえません。そんな費用を使うんだったら、もうちょっとこっちにというかほかのところに使っていただきたいと思っています。

次に移ります。

学校給食の無償化について。

急激な物価高騰により、学校給食費を値上げする自治体が増え、子育て家庭の家計に重い負担となっています。参院選に向けて、日本共産党は義務教育の無償化を定めた憲法26条に基づいて、国の責任による学校給食の無償化を公約に掲げています。

学校給食無償化の議論は、今に始まったことではありません。憲法制定から間もない1951年、参議院文部委員会で日本共産党の岩間正男議員が憲法で定められた義務教育の無償化の範囲を質問、政府は、現在は授業料だが、そのほかに教科書と学用品、できれば学校給食費を考えているとして、まず教科書の無償化を実施し、その結果によって次の飛躍を期すると答えました。

2017年度に文部科学省が行った教育費無償化実施状況調査では、全国1,740自治体のうち小・中学校両方で無償化を実施している自治体は76ありました。このたび、愛知県の津島市は、今年5月20日、小・中学校、保育所、幼稚園、認定こども園の給食を完全無償化すると発表しました。9月分から2023年3月分までの時限措置です。それでも、期限付きとはいえ無償化を実現したの

は大きな成果で、今後は無償化を継続するよう市に求めていきたいと地元の党市義は意気込んで話しています。

津島市が完全無償化の財源としたのは、地方創生臨時交付金です。臨時交付金の活用により、値上がりしている学校給食費の食材費を補助したり、学校給食費の保護者負担を軽減することも可能です。

文部省の調査によると、小・中学校の給食費の保護者負担は年間で4,000億円を超すと言われています。高浜市では、小学校1人1食270円、中学校1人1食315円だそうです。昨日の一般質問では、値上げの話はまだ出ていないから地方創生臨時交付金は考えていないと言われましたが、値上げの話が出ていないからこそ、国民が物価高騰で苦しんでいる今だからこそ、地方創生臨時交付金を活用することを求めます。お答えをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 昨日も御答弁させていただいたんですが、給食費の値上げについては今のところ考えていない状況でございます。よって、学校給食に特化して交付金を活用することは考えておりません。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 政府と閣僚会議は、4月下旬、緊急対策決定後に文科省、各自治体へ臨時交付金を使用、学校給食を物価高騰から守るよう通知しました。高浜市でも、この通知が来ていると思います。給食費の軽減などを求めますが、このお答えをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 文部科学省からいただいた交付金の通知の中には、活用事例として高騰する食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく学校給食の円滑な実施のための事業に活用することが可能であるという一例を示されております。

先ほども申し上げましたが、本市におきましては今のところ給食費の値上げを実施する予定はなく、保護者の負担を増やすことはないと考えておりますので、先ほどのとおり交付金を学校給食に特化して活用する予定はございません。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 値上げの話はまだ現場から来ていないと言われますが、値上げをしてもしなくても、しなくてもというよりか、これからまた上がる、ものはどんどん上がると言っているんですから、値上げをしなければならぬ時期が来るんじゃないかと思いますが、その点でぜひ引下げをしていただきたいと思いますが。

韓国は10年で一気に無償化、日本政府との違いは顕著です。

跡見学園女子大学の鷹 咲子教授によると、経費に対する保護者負担の割合は、2010年度には6割を超えていました。10年後の20年度には、一部の高校生などの5.1%まで下がりました。国

際競争で疲弊した韓国の農業と環境を守るため、農薬や化学肥料などをできる限り使わない国内産の親環境といいますか、農産物を給食に使用することを支援しようという市民運動が盛んになり、2006年の学校給食法改正では自治体の長が学校給食に品質が良い農産物を使用し、給食の質向上のために食材費を支援できると明記されました。

韓国で給食無償化が進んだ背景には、格差社会のひずみや子供の貧困の問題もあり、これは韓国の言葉ですが、親環境運動による無償給食は子供たちの健康格差の緩和策としても位置づけられているといいます。鷹教授は、学校給食で地元産の農産物が安定的に供給されるので、有機農業の安定化につながりましたと話しています。

学校給食の無償化、食材の補助など、給食の軽減につながるような施策を求めます。これは、学校給食に特化したのは使わないという今、何度も答弁ありましたので、もういいです、お答えは。また次回、この質問をさせていただきますが。

次に、インボイス制度による事業者への影響について。

インボイス制度導入による影響と市の対応について。

消費税のインボイス制度とは、適格請求書等保存方式と正確には呼びますが、新たに税務署が発行する登録番号の記載が必要になる請求書のことで、請求書に取引内容、消費税率、消費税額などを記載、登録番号の記載請求書は消費税課税事業者に発行され、消費税免税事業者には、1,000万円以下ですね、には発行されません。けれども、インボイスがないと仕入額控除が認められない制度です。ですから、来年この10月に導入されるといいますから、9月までのことでは免税事業者は1,000万円までの小規模事業者といえるわけですが、このインボイス制度が導入されることにより大きな影響を受けるのはどのような事業者で、どのような影響が考えられますか、お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） インボイス制度の導入で大きな影響を受けるのは、課税事業者となるか免税事業者のままでいるかの判断が必要な、売上高1,000万円以下の免税事業者であると考えております。

免税事業者の取引先が、免税事業者や一般の消費者である場合は影響を受けません。しかし、課税事業者と取引を行う場合は、取引先が仕入額控除を受けるためにインボイスの発行を求められる可能性があります。その場合は、インボイス発行事業者として登録し、課税事業者となる必要があります。課税事業者となりますので、消費税の納税義務も発生してきます。

免税事業者であるということを継続した場合は、取引先が仕入税額控除を受けることができなくなりますので、取引そのものの縮小または取引廃止など売上げが下がる可能性があると思っております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） その際、求められなくても、暗にインボイスを発行しない、これを採用しないといえますか、商売ができないことから、インボイスを発行しないといけなくなることもあるんです。だからこそ、小規模事業者の団体である民主商工会などはこのインボイスの導入に反対し、一丸となって反対運動を続けているのであります。

ある会計士さんも、これは本当に悪税ですが、何々さんどうしますか、インボイス導入しますかと聞いてこられたとある事業者さんが言ってみえました。

消費税のインボイス制度が、来年10月から運用開始予定とされています。これが実施されれば小規模零細企業、フリーランス、個人運転手、それに高浜では瓦屋さんなども大変売上げが落ちていて、消費税10%の増税で売上げが落ち込む中、暮らしと営業にさらに大きな打撃を受けることが懸念されます。

本市において、大きな影響を受ける免税事業者数は分かりますか。分かったら教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） 本市の免税事業者数は、把握しておりません。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） それでは、インボイスの導入に向けて市はどのように対応していくのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） 本市は、高浜市商工会が会員向けの会報や説明会を開催して、制度の周知と早期対応を促進しております。

高浜市としましても、必要に応じて商工会や税務署などの関係機関と連携して、制度のスムーズな導入に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 現在、コロナ禍ですが、この中でもまたウクライナで戦争が3か月を超えようというのにまだ終わりません。そんな中でも、世界で89の国が付加価値税、消費税を引き下げています。消費税を引き下げて、市民の負担を軽くしようというのが世界の流れです。

要するに、これまでは年収3,000万円以下が消費税を払わなくてもよかったのに、年収1,000万円以下に改悪し、さらにもっと徴収しようというわけです。

そこで、高浜市では、シルバー人材センターが安定的な運営ができるための市の考え方について伺います。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより高齢者の社会参加を促進するとともに、医療費や介護費用の削減などにも貢献しています。

令和5年10月から、消費税においてインボイス制度が導入される予定となっておりますが、消費

税制度においては小規模事業者の配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されており、シルバーの会員は免税の個人事業主に当たります。インボイス制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じることになります。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源がありません。センターにとっては、インボイス制度の導入に伴う新たな税負担は、まさに運営上の死活問題となります。

そこで、シルバーの運営について大きな責任のある市当局はどのように捉えているのか伺います。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） インボイス制度につきましては、来年の10月から導入されてまいります。経過措置期間が設けられており、完全実施は令和11年10月からとなっております。現行の制度の中で、個々の市町村が財源の問題を抱えながら対応するのではなく、全体の在り方を検討する中で、国の財政負担の下、国の施策として実施されるべきものと考えております。

国における協議は現在も継続されておりますので、現段階では国の動向を注視してまいりたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） シルバーでは、今も言われましたが、最初の3年間は2%消費税を徴収、その後3年間は5%、その後は10%徴収と計画されているそうです。

1か月何千円、年収3万円、5万円という平均年収の会員、少額の所得の会員さんから消費税を取るわけにもいきません。取りあえず、仕事を発注する側に2%を上乗せしてもらうことにしても、そんなことをしていれば会社によってはパートを雇ったほうがよいということになって発注元が減ってしまいます。

もともとは公益事業を行うシルバーの場合は、先ほども言いましたが収支相償が原則です。新たな税を負担する財源はありません。シルバーにインボイス制度が導入されると、今現在の収支で考えると幾ら消費税がのしかかるとお考えですか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 消費税がどれぐらい転嫁というか増額になるかという御質問だったかと思えます。

今、おっしゃられたとおり、令和5年10月から令和8年9月までは8割の仕入税額控除がされると。その後、令和8年10月から令和11年9月までは5割の税額控除ができる。それ以降については税額控除ができなくなると。

この影響額につきましてですが、決算数字のほうから仮に試算をすると、高浜市のシルバー人材センターのほうの請負実績のほうは、令和元年度が1億6,462万円、令和2年度、3年もおおむね1億6,000万円程度で推移をしております。消費税で行きますと、仮に試算すると10%というふうに、売上高から仕入額を引いてと10%ぐらいかなと思いますと、1億6,000万円に対して仮に試算すると、令和5年以降令和8年9月までが8割控除で300万円程度。それ以降の3年間、令和8年から令和11年までが5割の税額控除があるので800万円程度、それ以降は10割ということで1,600万円程度になるのかなというふうに試算はしておりますが、収支の関係がしっかり把握ができておりませんので、あくまでも概算ということではよろしくお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 人生100年時代を迎えて、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加、健康維持に重きを置いた生きがい就労をしているセンターの会員に対して、形式的には個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと考えます。

国に対して、インボイス制度導入後も、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額が減少することなく、またセンターにおける安定的な事業運営が可能になるよう、国が特例措置の実施を強く求めるところです。特例措置を国に強く求めるよう、市として行動を起こすよう、見解を伺います。お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） インボイス制度の導入に際しまして、全国シルバー人材センター協議会が、制度導入後もシルバーの安定的な事業運営が継続できるよう、必要な財源については国が責任を持って確保してほしい旨を国に要望していることも承知しておりますので、国の今後の動向、近隣市の状況等を注視していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 先ほども言っていますが、インボイスが導入されるとシルバーの運営そのものが脅かされるわけです。運営そのものが維持できなくなる懸念があります。令和2年ですと1,000万円以上、1,500万円とか1,600万円とかいうお金が消費税としてかかってくる、そうしたときに、収支相償のシルバーがどこから出すのか。シルバーの方も大変頭を痛めておられます。

高浜市としても、シルバーが高浜市からなくなることを考えたら、大変なことだと思うんですが、どのようにお考えでしょうか、お示してください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 今回のインボイスの制度につきましては、これは高浜市に特化したことではなく全国同一の問題でございます。そのような中で、今、シルバーの連合会さんのほうが

国に対して声を上げておる状況であります。

シルバーの局長さんからは、市のほうに現状の報告をしていただいておりますので、私どももこのインボイス制度がどれだけの影響をシルバーに及ぼすかということも十分承知をしております。

そのような中で、シルバーさんがまず声を上げていただいて、国のほうがどう動かれるのか、そういったものを見た上で、これは全国の全ての自治体に関することですので、近隣市の状況も注視をしながら、私どもとしてどうしていくか考えていきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 注視していく、それから国の動きを見ていく、いろいろ言われますが、やはり高浜市を、高浜市の状況を考えたときに、シルバー人材センターが高浜市からなくなる、これ本当に運営がしていけなくなる懸念がありますから、そうすると高浜市そのものも大変なことになる。だからこそ陳情書も出ています。この陳情にも賛成して、ぜひ意見書を出す、それから特例措置を実施するよう国に意見書を出す、そのことが大事だと思うんですが、その点では注視するだけでいいんでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 繰り返しの答弁になりますけれども、まずは今、シルバーさんのほうが国に対して働きかけを始められたということで、国の様々な団体さんからの要望が出ておる中で、特例措置等も検討をされておみえになります。私どもの行政、高浜市として動かなければいけない段階にまいりましたら、そこは積極的に関わってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 高浜市は、まだまだ国を見て周りを見てと言っておみえになりますが、昨年の段階でもう地元から陳情が出て、意見書を出しているところもあるんです。そのようなところの姿勢を見習って、一刻も早く国のほうに意見書を出していただきたいと思います。

次に移ります。

学校トイレ・公共施設への生理用品の設置について。

昨年、生理の貧困から火がついて大きな問題になったトイレに生理用品を備えてくださいの新婦人の陳情に対して、市はトイレに置く場所がない、生徒は養護教諭の先生に言ってもらってと。要するに、生徒の状況を養護の先生がつかむことが重要と言われました。

しかし、生徒に聞くと、本音は生理用品をくださいとか、または貸してくださいと養護教諭に言っていくこと自体に抵抗があるという意見が多くありました。市長にも教育委員会へも、子供の抵抗があるというこの考え方を何度も話しましたが、まだ理解されません。

厚生労働省が2月にインターネットで実施した、18歳から49歳の3,000人から回答を得た結果によると、生理用品の購入や入手に苦労したことがある人は8.1%。年代別でいうと18歳、19歳

が12.9%、20代が12.7%、世帯収入では年収100万円未満が16.8%、無収入が13.2%と割合が高かったことであります。これらの層では、10人に1人以上が生理の貧困に陥っていることとなります。若者、低所得者層が直面していることが明らかです。

この調査では、小中高生は調査外になっています。全国規模の調査実施は前進だと考えますが、小中高生にもアンケートを実施してほしいと考えます。アンケートを実施することについて、市の見解を伺います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 必要になったときに保健室に来て、養護教諭に関わりを持たせることは、一人一人の生徒がどういう状況にあるのかということ丁寧に学校職員が理解、把握する機会でもあります。職員間で情報共有をして、担任と本人との教育相談につなげたり、場合によっては福祉につなげたりすることもできます。

よって、アンケートを取ったりだとか、個室一つ一つにセットを置くということは、これは今現在、考えておりません。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 養護教諭の先生が、貧困度や生徒が何に悩んでいるのか、何に迷っているのか細かく把握したいという気持ちも分かりますが、それは大人の考え、都合であります。基本は、子供の気持ちが第一ではないでしょうか。

急に月経が来て、慌てて養護教諭のところ生理用品をもらいに行って、それからトイレに行ってとしていると次の授業が始まってしまう、そんなケースもあるんです。学習時間、学ぶ時間、学業に専念できる環境を整えるためにも、トイレに生理用品を設置していただきたいと思います。見解をお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 子供たちや保護者の方々の悩み、不安というのは、とても大事だと思います。そんな悩み、不安をいつでも学校職員に相談できる安心、共感的な人間関係、そういう雰囲気づくりや体制づくりにも今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 高浜市は、不登校も結構多いですね。資料を見せていただきますと、不登校の子供たちが、細かく分けてあっても、どのところに引っかかっているのか、どこで悩んでいるのか分からないという答弁もありました。

そんな、学校の先生からいうと、大変クラスの人数が多くてしっかり一人一人の状態が見られない。だからこそ、養護の先生なんかにもそうやって見えた子供たちには状況をつかんでもらってということも分かりますが、でも今現在でも養護教諭の先生のところに行ってもらって生徒の数はあまり多くないというのをつかんでいます。そういう状態で本当に生徒が全ての、全てのと

どうか本当に困った生徒が先生のところに行けるのかどうか。

特に、養護教諭の先生のところに行っても、先生がいなかった、それから男子生徒がいて話がしにくかった、それから女子生徒がいても、やはりよく知っている子だとかそういうことがなくて話ができなかった、いろんな事情があるわけです。そういう子供たちの状況を、とにかく把握したいという気持ちを優先で、生徒が養護教諭のところに来ないことを、何といたしますか、そのことを後回しにしているのは、やっぱりこの問題は解決しないと思います。

そういう点で、過去に中学校で養護教諭の先生がトイレの掃除道具をしまっておく場所に生理用品を置いておいて、生徒が困ったときにそこから出して使うようにしていたことを御存じですか。生徒が養護教諭の先生に言いにくるのがいろんな事情で難しいと考えて取った措置なんです。ぜひこの先生のように生徒の気持ちを考えていただきたいと思いますが、見解をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 確かに、不登校の問題は多岐にわたることですので、そういったことも含めまして今後も丁寧に一人一人の状況をしっかり対話を重ねて把握していくことに努めてまいります。

また、保健室に行ったときに不在になるということも、もちろん応急処置の関係であります。そういったときは、職員室に行って保健の先生が対応しているときは、職員室に来て相談をしてくださいということも、どの学校もこれまでもやっておりますので、そういった生徒が困ってしまうということは防げるかと思えます。

先ほどの掃除道具の件につきましても、そこはそういった学校ではありますが、今どの学校でも保健室での対応でやっているという考えでおりますので、設置という考えは持ち合わせておりません。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今、職員室でもというお話出ましたが、養護の先生のところに行って保健室にへって先生が見えなかった、じゃ職員室へ行ってその養護の先生に言いにくい話を職員室でまた話ができるのかどうか、職員室に先生がいるのかどうか、そういうこともあります。本当に、子供の気持ちを酌んで、学業に専念できる子供たちの状況をつくっていただきたいと思いますが、もう一つお話をさせていただきます。

カレーで有名なお店、C o C o 壱番屋の初代の社長さんは、どんな会社であれトイレに対して特別きれいにしてある。きれいといってもピカピカにしてあるというのとは異なっていて、使いやすい工夫がしてあるのが上向きの会社であるといつて、全国のチェーン店を回る際には一番にトイレを見て回るそうです。トイレを利用しやすいお店は、会社の中でも上向き、上昇志向であると常々言われるそうです。

高浜市も、表向き、目には見えなくても子供たちが喜んで利用しやすいトイレになるよう、生理用品を備えて一步でも階段を上がっていただくよう、見解を伺います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） どの学校も、トイレ清潔に衛生に気をつけて使えるようなトイレ環境づくりに努めておりますので、今後も子供たちが安心して使える環境づくりに努めてまいります。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今日の新聞でしたか、大学のトイレで生理用品無償で提供と、名古屋学院大学、名古屋の大学ですが、職員が推進して、ディスペンサー設置と。これは、設置されたのはスマートフォンに専用のアプリをダウンロードして、ディスペンサーに近づけて操作すると生理用ナプキンを受け取れるという仕組みなんですけど、5月下旬に名古屋キャンパスのトイレの個室に12台を設置して、この大学は今後、台数を増やしていきたい考えだということです。

この取組を進めた同大学の財務課の小崎友梨さんは、生理の貧困が問題になる中、性別の違いによる経済的な格差の軽減に取り組みたいと考えていたといいます。昨年の秋、地元の人から、コロナで困っている学生さんの手助けにと匿名で日用品が送られましたが、その中に含まれていた生理用品に学生が喜んでいたこともあり、学内での無償配布を決めたといいます。もうこの小崎さんは、自分で生理用品の費用を負担することに疑問を持たなかった人も多いと思うが、無償提供の取組が当たり前の中にならばと話しているそうです。

女性が、女性というだけで一生涯、男性が要するに必要でないような生理用品に関わるお金をずっと払うわけですが、このジェンダー平等の中、非常に収入も平均して少ないわけです。そういう中で、どこのトイレにもトイレットペーパーがあるように生理用品を置いていただきますよう、まず学校のトイレに生理用品を設置していただくようお願いをして、その前に、3月の終わりに私ども、学校のトイレを見せていただきに上がりました。場所がないということはありませんでした。場所は工夫すれば十分あります。ですから、ぜひそういう方向で取り組んでいただくようお願いしまして、今日の質問を終わります。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、当局から発言を求められていますので、発言を許可します。

土木グループ。

○土木G（清水洋己） 柳沢議員の一般質問で、危険通学路についての御質問の令和2年度の高

浜市で対策が必要な箇所数についてお答えいたします。

令和2年度で対策が必要な箇所数は17か所、そのうち道路管理者が改善する箇所は10か所となっており、改善済みとなっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 次に、2番、神谷直子議員。1つ、防災について、1つ、インクルーシブ公園について、1つ、行政事務のチェック体制について、以上3問についての質問を許します。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） こんにちは。2番、神谷直子です。

それでは、始めさせていただきたいと思います。

平成28年に起こった熊本地震、この地震は4月14日21時26分、熊本県熊本地方においてマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測しました。熊本県を中心に、その他九州地方の各県でも強い揺れを観測しました。震度7の地震が同一地区で連続して発生するのは、震度7が設定された1949年以降、初めてのことです。

これらの地震だけでなく、その後も熊本県から大分県にかけて地震活動が活発な状態となり、震度1以上を観測した地震は合計1,888回発生いたしました。地震発生から2か月ほど経過した6月中旬にも震度5弱の地震が発生するなど、地震活動が継続していました。

人的被害は、同年7月14日時点で死者55人、負傷者1,814人。熊本県内では、地震後には18万人を超える方々が避難し、同年7月13日現在は4,700人の人々が避難生活を送りました。

物的被害は、全壊約8,300棟、住家被害計が16万棟、加えて最大約45万戸断水、約48万戸停電、約11万戸ガス供給停止となり、交通網も道路、鉄道、空路が一時不通になるなど大きな被害が発生しました。

この地震発生後は、テレビ会議で大臣と県知事が会談し、現地の被害状況を確認するとともに、県知事から物資供給についてマネジメントを含めて国で行う等の要望を受けました。このことを踏まえ、内閣府に物資調達・輸送班を設置し、関係省庁が集まり一時的な調整を行い、被災地の要望を待たずして物資を調達・搬送するプッシュ型物資支援を初めて実施しました。物資の受入れ、各市町村、避難所の配送に当たっては、計画で位置づけられていた県施設が被災のため使用できなかったため、福岡県に所在する民間の流通センター等を活用し、物流事業者、自衛隊等の協力を得るなどの工夫により搬送を行いました。

その後、被災者の多様なニーズに合わせ、食料約59万食等を供給しました。また、民間企業やボランティア団体を中心とした物資支援も見られました。

今、お話ししたように、この地震では被災地で必要な物資について余裕を持たずプッシュ型での取組が初めて本格的に実行されました。これを受け、地方自治体への応援職員派遣の仕組み、被災地市区町村職員確保システムのきっかけとなりました。

高浜市では、この地震のときに職員も派遣しましたか。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 平成28年4月14日、16日に発生いたしました熊本地震では、被災地支援といたしまして職員の派遣ではなく物資の支援を行いました。

内容といたしましては、本市が加盟する全国ボート場所在市町村協議会の会員である熊本県菊池市が被災したことから、災害相互応援協定に基づき土のう袋1,000枚、ブルーシート100枚、2リットル入り飲料水1,764本、アルファ米600食の支援を行いました。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） この派遣して初めて現場を理解して、有事のときに備えたり行動したりする職員が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 近年では、令和元年の台風19号、こちらに伴う被害で被災地支援といたしまして栃木県栃木市に職員1名を派遣しております。

派遣職員は、帰任後に活動報告を行い、被災地現場での状況等を報告し、職員間での情報共有を図っておるところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） この地震の際に、災害ボランティアセンター、社会福祉協議会が設置を通じた約11.8万人のボランティア、300以上のNPO等の支援団体が活動されました。これを機会に、ボランティア支援団体が被災地、被災者の課題を共有し、連携・協力して解決を図る動きができました。JVOAD、全国災害ボランティア支援団体ネットワークによるマッチングやマネジメントする仕組みができました。

もし、高浜市が被災した場合の想定を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 高浜市の場合でございます。行政、市民、自主防災組織などによる対応が困難な大規模災害が発生した場合においては、早期に被災者の自立支援を進めるための様々な分野における迅速かつきめ細かなボランティアの活動が必要となってまいります。

災害時に、ボランティアがその力を十分に発揮するには、ボランティアと被災者からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターの確保を含めた受入れ体制の整備と、ボランティア相互のネットワーク化が不可欠となってまいります。

このため、本市では、大規模災害の発生時には、社会福祉協議会に依頼し災害ボランティアセンターを開設し、日本赤十字社、NPO、ボランティアなどとの連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるような活動環境の整備を図ってまいります。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 今、お答えいただいたように、ボランティアセンターを開設した際、被災

した市内の方がボランティアをすることが難しいときには、市外や県外の方をお願いをすることになると思います。社会福祉協議会の方はいつもお忙しそうで、通常業務をこなしながらボランティアセンターの運営となると難しい気がいたします。

さきの1番議員さんも、BCPの話をされておりましたが、それらのBCP計画の確認と支援体制の確保をよろしく願いいたします。

コロナ禍になり、様々な避難所での追加物資も購入されています。自宅での避難も含めて、今後、ウィズコロナでの避難所運営はどのようにお考えですか。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） コロナ禍での避難所の運営を想定いたしまして、様々な災害資機材の整備を進めております。

例えば、避難所内の居住空間では、人と人とが一定の距離を確保するためのパーティションや簡易ベッドなどの備蓄を進めております。

避難所運営では、受付の段階から感染症対策として非接触型体温計による検温や手指消毒を徹底してまいります。

災害発生時には、自宅での生活が可能であれば、避難所ではなく自宅にとどまる在宅避難をしていただくことによって、避難所での密が避けられると考えております。在宅避難につながる非常食、飲料水の備蓄や避難行動計画であるマイ・タイムラインの作成、周知につきましても進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） しっかりと周知して、皆さんに理解いただけるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策や子育て世帯のプライバシー保護として、密を避けた避難所生活確保を目的に、ホテルや旅館を避難所として活用できるように確保し、あっせんしている自治体もあったようですが、そのような対応はお考えですか。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 御質問の大規模な宿泊施設が市内にはないことから、大規模災害時には近隣市の施設も含めて確保が困難と考えております。

それと、先ほど答弁の中で災害発生時と申しましたが、災害発生後でございましたので、申し訳ございません。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

先日、新聞報道で西尾市のことが載っていました。地域の企業さんと協定を結んで被災支援として企業の駐車場を借りての避難ができるようにされたと報道されております。

高浜市では、どのような工夫がされてみえますか。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 本市におきましても、事業者様の御協力をいただき、災害時には駐車場や屋内スペースが利用できる協定を締結させていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） その協力してくれる企業さんは、どのくらいありますか。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 現在、駐車場とか屋内を貸していただく協定が、11社の方と締結させていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。11社もあるということで、ちょっと安心いたしました。

令和3年7月1日からの大雨は、梅雨前線が令和3年6月末から7月上旬にかけて西日本から東日本に停滞いたしました。梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が次々と流れ込み、大気の状態が不安定となったため、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となりました。

このときの大雨で、静岡県熱海市における土石流被害を中心に、令和4年3月25日時点で死者2名、行方不明者2名等の人的被害や、住宅など多数の被害が出ています。

このときに問題となったのは、災害時における安否不明者の氏名等の公表に係る通知の発出についてでした。災害時における安否不明者の公表に係る通知の発出については、どのようにお考えですか。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 災害時における安否不明者、行方不明者、死者の氏名の公表につきましては、愛知県の防災会議にて方針が示されております。

安否不明者、行方不明者の氏名公表は、氏名を公表することで救出・救助活動の円滑化、迅速化が見込まれる、住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。死者の氏名公表では、プライバシーや遺族の心情への配慮も踏まえ、死亡の事実及び身元情報が確定していること、また住民基本台帳の閲覧制限の措置がされていないこと、遺族の同意があることとしております。

本市におきましても、災害の状況や被災者の事情等はその都度異なるため、警察との調整等を総合的に勘案し、災害の対応に応じて個別に判断してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 住民基本台帳の閲覧制限をされている方への配慮など、安心いたしました。

高浜市では、子供たちへの防災教育も進んでいます。先日も、第10期子ども防災リーダー養成講座、第8期防災・減災アカデミーが開講されました。去年は、高取まち協とタブレットを利用して防災訓練を行い、情報共有の訓練がされました。高浜市公式LINEの導入も始まっており

ます。市民との情報共有に向けた取組はどのように進んでみえますか。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 本市に対して、暴風警報などの警報が発令、発表されますと、災害対策本部が設置されます。

防災メールの配信に加え、市のホームページでは防災情報を優先する緊急モードへの変更や、高浜市公式LINEによる情報提供の取組を進めているところでございます。

災害情報を、いろんなツールを使い情報発信することで、市民との情報共有を図っております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） LINEには、何か位置情報を送れたりすることもあるので、例えばこの道が通れませんかとかという情報とかも細かく配信できると思います。また、周知の方法など工夫していただきたいところです。

JR西日本が2014年、平成26年から開始した計画運休の取組は、列車を災害時に計画的に止めることを言います。首都圏で本格的に始まったのは最近のことで、2018年には台風24号、2019年9月は台風15号と台風19号、令和元年東日本台風などで、ニュースでも計画運休が都度都度取り上げられるようになり、公共交通機関を止めることを社会が受け入れつつあると感じております。

一方で、計画運休により影響を受ける企業においては、いまだ多くの課題が残っているのが現状です。計画運休へ柔軟に対応すると、実は企業にもメリットがあると思います。

計画運休は、乗客の安全やお客様の混乱を回避することが目的です。大型の台風が接近、上陸する場合、運休を実施しなければ雨や風の影響で列車が駅間で停車してしまう可能性や、それによって台風が過ぎるまで乗客が車内に閉じ込められる危険性があります。あるいは、突然の運転見合わせや遅延の発生が駅での混乱を招き、トラブルに発展しかねません。計画運休を実施することで、これらを防止できます。

さらに、早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制、イベントの休止や早期切り上げ等にもつながり、社会全体の安全を確保する効果もあります。

一般企業の例としては、2020年にコンビニエンスストアのセブンイレブンジャパンが9月4日、台風10号の接近に伴い九州7県のセブンイレブン1,000店が計画休業すると発表しました。同社が台風接近に伴う店舗休業計画を事前に公表するのは初めてのことでした。2019年の10月の台風19号襲来の際、関東や東北で約最大4,500店が取り組みましたが、事前に公表はしてはいなかったようです。

今、例に挙げたように、大規模な台風の際には運転見合わせ、計画運休などの対策が取られ、スーパーなども時短営業をして対策を取っています。高浜市役所やほかの公共施設でもそのような対応をすべきだと考えますが、どのような対応を取られましたか。また、児童館などの対応は

どのように対応していますか。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 令和2年の九州地方に接近した台風10号では、本市には直接影響はありませんでした。

一般的に台風による直接、本市においても台風の接近が予想される場合は、災害対策準備会議を開催しております。

会議では、保育園、幼稚園の登園や小・中学校の登校の可否検討、給食の有無の検討、ごみ収集実施の検討など、市民生活に影響を及ぼす事項の事前準備、対応に努めているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） テレワークや時差出勤が求められる機会は、計画運休に限らず今後増えていくことが予想されます。高浜市でも、コロナ禍でテレワークに移行しているともお聞きします。

その中で、なかなかテレワークができない、出勤時間が決まっていた時差出勤ができないと出社を余儀なくされる場合も多いのではないかと考えます。テレワーク実施率の課題は、新型コロナウイルス感染症のみの課題として捉えるのではなく、今後も起き得る計画運休対策の課題としても捉える必要があると思います。

高浜市では、施設の管理を委託で行っているところもございます。その委託先も含めて、職員や管理人の安全、利用者の安全を考えて対策をするのは、とても大切だと思います。ぜひ、利用者の方々への情報共有とともに、事前準備をしっかりとして対策をしていただきたいと思います。

災害時の避難について、障がいをお持ちの方や外国人への配慮も必要なことだと考えています。特に、避難所においては言語、生活習慣、食べ物など様々な配慮が求められることとなります。

全国でも、外国人配慮のための災害時ヘルプカードが普及しつつあります。このカードを、外国人が多数勤務している企業で配布することにより、企業での災害対応への普及啓発や避難行動にも効果が出ると思いますが、どのように考えますか。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 御質問にありました災害時ヘルプカードでございますが、こちらにつきましては外国籍の方とのコミュニケーションツールとして有効な手段の一つと考えております。

本市では、同様のコミュニケーションツールとして、聴覚に障がいがある方とのコミュニケーションとして、碧南高浜手援隊様より寄贈を受けたA3版のコミュニケーションボードを避難所に配置しております。このコミュニケーションボードに表記されている言語は、日本語以外にポルトガル語、中国語、英語が併記され、イラスト入りで作成され、分かりやすいものとなっております。

また、令和3年度には、外国籍の従業員が多数お勤めの企業に出向き、外国人防災講座を開催し、自助、共助の必要性や避難行動を理解していただきました。

このように、地域で活動している方々や地元企業、商工会などと連携をしながら、外国人向け防災活動については進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 先日、たまたまその手話の支援団体の方、手援隊の方のお話を聞く機会があり、災害時の避難所に派遣するというもお聞きしております。本当に、障がいのある方を支援したいという名前のおりで、そのコミュニケーションボードにしても、パンダナの作成にしても、本当にいろいろ御協力いただいているということをお聞きしております。本当に、高浜市ではそういったボランティアで活動してくださる方がいて、本当にいいまちだなと思いました。

高浜市では、外国籍の方々も多く、多様性を考えた避難所運営は必須です。障がいをお持ちの方の支援ももちろん、日本的な災害や文化に慣れてみえない外国籍の方への啓蒙活動が大切だと考えています。ぜひ、引き続き活動をしていただきたいと思います。

次に、インクルーシブ公園についてお尋ねいたします。

高浜市では、このたび、今後約10年間の土地利用に対する方針を定めた新たな都市計画マスタープランが策定されました。

私も、都市計画審議会の委員として市民の皆様と共に都市計画マスタープランを審査させていただきました。

このマスタープランを拝見したところ、公園・緑地に対する整備方針が定められています。この整備方針の中で、地域力を生かした公園づくりなどによる、既存の公園、緑地の整備・保全を図ることを一つ方針として掲げてみえます。

そこで、既存の公園の整備・保全についてお聞きいたします。

今後の10年を考えると、公園の遊具の劣化を危惧いたしますが、今後10年以内に公園の遊具を建て替える計画はありますか。あるようならば、ぜひインクルーシブに向けた公園の設計を考えてはいただけないでしょうか。

インクルーシブは、最近耳にする言葉ですが、御存じない方もみえると思いますので、大分長くなりますかもしれませんが、ちょっと御説明させていただきます。

私がよく聞くのは、インクルーシブ教育という言葉です。インクルーシブ教育とは、人間の多様性を尊重し、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある子もいない子と一緒に教育していきましょうという教育方法ですが、最近では子供たちの遊び場でもある公園にもついています。

このインクルーシブ公園とは、障がいのある子のための公園ではありません。障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に遊べる公園です。

公園は、本来みんなの場所です。しかし、現状は身体の障がいがある子、知的障がいや発達障がいがある子、外国にルーツを持ち日本語を母語としない子供にとっては利用しにくい、思うように遊べないという実情があるともお聞きします。

屋外での遊びは、幼少期の子供にとっては大切な心身の成長の場です。そこで、どんな子でも成長機会を損なわず一緒に遊べる公園をという思いから生まれたのがインクルーシブ公園です。

どんな人でも利用できる多機能トイレは多く見られるようになりましたが、子供たちの遊び場や遊具にもユニバーサルデザインが取り入れられていることが、インクルーシブ公園の特徴です。このユニバーサルデザインとは、1980年代にアメリカのロナルド・メイス博士が提唱した、年齢や性別、文化、言語、障がいの有無にかかわらずどんな人でも利用できるデザインを示したものです。日本でも、公園遊具のインクルーシブ化がスタートしてきました。日本での第1号は、2020年3月にオープンした世田谷都立砧公園のみんなのひろば。

先日、私はこの東京の砧公園に視察に行ってきました。そこでは、障がいのある子もない子も一緒に遊ぶ様子が見えました。中でも印象的だったのは、体幹の弱いお子さんが寝転んでも遊べるように工夫してあるブランコで、兄弟一緒にブランコで遊んでいた姿でした。それを見て、ああ、遊具には差はなくて、どんなふうにも遊んでもよいので、これこそがインクルーシブ公園なのだと感じました。その公園は、車椅子でも上っていけるような滑り台などもあり、最終的に滑るときには車椅子から降りて滑らなくてはいけません。自分で上ることができる滑り台もありました。

そして、このインクルーシブ公園も例外ではなく、障がいのあるなしに関係なく子供たちが遊べる遊具を備えた公園になります。このような遊具を設置した公園が高浜市にも必要だと考えています。御提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 土木グループ。

○土木G（清水洋己） 1点目の御質問の、10年以内に遊具の更新があるかどうかということでございますが、現在、市内の公園は専門業者にて年1回の定期点検及び年3回の日常点検を行っており、その点検結果を受けて損傷が激しく倒壊等の二次災害のおそれのある遊具等につきましては、随時使用禁止や撤去といった措置を行っております。修繕可能な遊具等につきましては修繕で対応し、修繕等では対応し切れないもので今後も必要と判断したものについては改築更新をすることとしておりますので、その点検結果を踏まえての更新となりますことを御理解いただきたいと思っております。

2点目の、インクルーシブに向けた公園の設計につきましてお答えいたします。

新たに公園を整備していく場合や公園の大規模改修時には、誰もが楽しめる公園整備が重要な要素となります。

御質問にありましたインクルーシブ公園のコンセプトも、公園を訪れる誰もが一緒に楽しく遊

べる公園であり、ユニバーサルデザインにもつながります。よって、公園を設計する上での理念、要素において合致するものと考えて、新たに公園を整備する場合や既存の公園を丸ごとリニューアルするような折には、御提案いただきましたインクルーシブ公園としての整備を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ぜひ、よろしくお願いいたします。

続いて、行政事務のチェック体制についてお聞きします。

山口県阿武町が、新型コロナウイルス対策の臨時特別給付金4,630万円を誤送金したことが大きなニュースとなりました。

この事件は、4月22日、新型コロナウイルスで影響を受けた低所得世帯向けの10万円給付事業で、1世帯に誤って4,630万円を振り込むミスがあり、回収が困難になっていると明らかにしたものです。

このニュースは、6月9日に9割に当たる4,290万円が回収されるまで、連日テレビや新聞などで報道されていました。市民の皆さんは、高浜市では起こらないのかなと疑問に思われたことだと思います。

高浜市でも、臨時特別給付金を振り込んでいますが、どのような手続で振り込まれたのでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） 山口県阿武町で誤送金がありました住民税非課税世帯への臨時特別給付金についてですけれども、対象者に申請所または確認書を提出いただき、その内容を審査後に支給決定を行っております。

振込データの作成につきましては、支給対象者ごとに1件1件申請書等を基に入力をし、全てのデータ入力を終えた後に抽出した振込明細一覧で対象者、振込先、金額等の入力に誤りがないかの確認を行っております。

全ての確認を終えましたら、金融機関、支店ごとに対象者の振込口座が登録されている磁気媒体を作成し、支出調書の決裁後に振込明細一覧とともにこの磁気媒体を会計部局へ持ち込みます。会計部局では、振込口座を登録されている磁気媒体のデータにより振込口座、支給金額、振込相手方等の確認をし、その後、指定金融機関を通じて個々の金融機関へ振込依頼をかけていく流れとなります。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

ずばり、高浜市でもこの阿武町のようなミスは起こるのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） 高浜市では、私どもは振込誤りを防止するために、担当部局において入力後に振込明細一覧による入力チェックを複数の職員で行い、会計部局においては金融機関ごとにチェックを行い支払い確認を行っております。

さらに、金融機関等は、振込口座情報が登録されている磁気媒体から適正に入力ができるよう、事前にテストを重ねておりますので、山口県阿武町で起きたような誤送金の事態は起こらないものと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 安心いたしました。本当に、あのような事件になって大ニュースになると、市役所の対応も大変だったと聞いておりますので、本当に安心です。

でも、実は本市でも先日、メールの誤送信がありました。このような事務処理のミスなどについて、どのような発生抑止、自己改善を行っているのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） ミスの防止に向けた対応という御質問をいただきました。

今回のメールの誤配信につきましては、庁内の電子掲示板を通じまして原因となったCC、カーボンコピーとBCC、ブラインドカーボンコピーの意味の違いなど、メールを配信する際の注意事項に関しまして、総務省が発行する資料に基づき全職員に周知徹底を図ったというところでございます。

また、今後の事務のミスの防止につきましては、各グループに配置しております情報化推進委員、また広報主任者に対して開催する会議、また予算執行説明会などの機会を捉えまして、発生事故の検証、事務処理ミスの事例紹介などによりましてミス防止に向けた注意喚起を行い、担当職員から全職員にミス防止の意識を広めていくという予定をしております。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

ミスは、何事にもあると思います。私が、プライベートで講師をしている安全衛生教育の考え方だと、ヒヤリハットがあります。ハインリッヒの法則というもので、これは1対29対300、分析により導かれた労働災害の発生比率となりますが、これは1件の重大事故の裏に29件の軽傷事故、300件の無傷事故、ヒヤリハットがあるとされています。このヒヤリハット活動は、この300件のヒヤリハットを集め、事前の対策と危険の認識を深めることで重大な事故を未然に防ぐ活動です。作業員一人一人ができる安全活動の一つです。

この法則によって考えると、1つの表立ったミスには300の無傷事故、再確認で発生を防げたものがあると思います。これらを防ぐためには、体験した、今おっしゃっていただいたようにミスの共有ですね、この体験したヒヤリハットだけではなく、ほかの作業員が体験しているのを見たというヒヤリハットや、こうなるのではないかと予測したヒヤリハットが見える化、言語化する

ることが有効です。その見える化や言語化する活動を行う機会を設けていくことが、ミスを共有化して防ぐ対策だと考えます。

そのためには、ふだんから業務にまつわる作業方法などについて庁舎内で話すことのできる雰囲気、風土づくりが重要だと考えます。それがリスクアセスメントです。ヒヤリハットの報告は、リスクアセスメントを活用してください。ヒヤっとした経験をその作業にまつわる危険として表に記録します。それをグループ内で共有し、ミスを防ぐように努めていただきたいと思います。

そして、市民とコミュニケーションを取り、顔の見える関係をつくって、信頼できる行政として、高浜市として頑張ってくださいようお願いを申し上げ、今回の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は13時50分。

午後1時37分休憩

午後1時50分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、長谷川広昌議員。1つ、障がい児等施策の充実について、以上1問についての質問を許します。

7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました障がい児等施策の充実についてにつきまして、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

初めに、昨年3月に高浜市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画が策定されましたが、第2期障がい児福祉計画の概要について教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 障がい児福祉計画につきましては、国が示す基本方針に即しまして市町村及び都道府県が策定することとなり、第2期となる計画では令和3年度から5年度末までの3か年の計画となります。

国の第2期障がい児福祉計画に係る基本指針につきましては、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指しているところでございます。

本市の第2期障がい児福祉計画の概要でございますが、こうした国の基本指針や障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念、さらに児童福祉法の基本理念を踏まえ、主に障がい児支援のサービス見込み量とそれに伴う提供体制の整備を計画しております。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） それでは、障がい児支援のサービスとはどういったサービスなのか、またそのサービスを提供する事業所が市内に幾つあるのかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） まず、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援サービスが市内に2か所ございます。

次に、授業の終了後、または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行う放課後等デイサービスが市内に7か所ございます。

続いて、集団生活への適応のため、専門的な支援などを行う保育所等訪問支援サービスですが、市内にはございません。

ほかにも、治療を行いながら発達支援サービスを行う医療型児童発達支援サービス、及び外出が困難な子供に発達支援サービスを行う居宅訪問型児童発達支援サービスがございしますが、ともに市内にはございません。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

それでは、今、答弁にありましたそれぞれの障がい児の支援サービスについて、第2期計画の初年度となる令和3年度のサービス利用者数が計画値と比較してどうであったのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 令和3年度における児童発達支援のサービス利用者数でございますが、計画値では1月当たり18人でしたが、令和3年度の実績は30人と12人の増となりました。

次に、放課後等デイサービス利用者数ですが、計画値では1月当たり82人でしたが、令和3年度の実績は123人と41人の増となりました。

続いて、保育所等訪問支援サービス利用者数でございますが、計画値では1月当たり3人でしたが、令和3年度の実績は12人と9人の増となりました。

最後に、医療型児童発達支援サービス及び居宅訪問型児童発達支援サービスにつきましては、令和3年度の計画値、実績ともにございません。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

児童発達支援サービス、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援サービス、全てが計画値を上回る実績となっておりますが、その要因についてどのように分析しているのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 要員のひとつとして、療育手帳の所持者数の増加が考えられます。

18歳未満の障害者手帳所持者数では、令和4年4月1日現在、身体障害者手帳は33人、療育手

帳は168人、精神障害者保健福祉手帳は16人でございます。

過去3年間の手帳所持者数の推移を見ますと、身体障害者手帳は令和元年は36人、令和2年は34人、令和3年は34人でほぼ横ばいの状況でございますが、療育手帳は令和元年度は113人、令和2年は129人、令和3年は142人で毎年増えてございます。同様に、精神障害者保健福祉手帳でございますが、令和元年は8人、令和2年は9人、令和3年は10人で、こちらも増加傾向にあります。

このように、療育手帳の所持者数が令和元年度と比較しまして約1.5倍となっております、療育手帳所持者数の増加とともに障がい児のサービスが増加していることが要因であると考えております。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

身体障害者手帳所持者数は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は緩やかに増加しておりますが、療育手帳所持者数が明らかに増加していることが分かりました。

それでは、各サービスの給付費について、過去3年間の実績を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） まず、児童発達支援の給付費でございますが、令和元年度は約2,339万円、令和2年度は約3,649万円、令和3年度は約5,148万円です。

続きまして、放課後等デイサービスの給付費でございますが、令和元年度は約1億131万円、令和2年度は約1億3,973万円、令和3年度は約1億6,240万円でございます。

保育所等訪問支援の給付費でございますが、令和元年度は約35万円、令和2年度は約7万円、令和3年度は約177万円でございます。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

障がい児数の伸びとともに、給付費も伸びていることが分かりました。

次に、高浜市の障がい児サービスの提供体制の現状についてお聞きします。

先ほど、市内の事業所が、児童発達支援サービスが2か所、放課後等デイサービスが7か所、保育所等訪問支援サービスはまだ市内にないということでしたが、障がい児数の伸びとともにサービス利用者数が今後も増加することが予想されます。

第2期障がい児福祉計画において、提供体制の整備はどのように計画されているのかお聞きします。

まず、現状の整備状況について教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 現状でございますが、児童発達支援サービスが令和2年に1か所

開所され、放課後等デイサービスも令和2年に1か所、令和3年にさらに1か所開所されるなど、サービスの利用者の増加に伴いまして市内の事業所は増加しているところでございます。

また、障がい児相談支援事業所につきましては、従来1か所でしたが、令和2年4月からさらに1か所増えまして、現在は2か所となっております。

ほかにも、障がい児の利用ニーズを踏まえ、統合保育として保育所や幼稚園、認定こども園において障がい児を受け入れたり、医療的ケアが必要な児童には、いきいき広場に配置した医療的ケア児コーディネーターが中心となりまして、サービスの支援調整を行ったりしているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

それでは、今後の整備予定について教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 今後の整備予定ですが、今年度中に放課後等デイサービスが1か所開所すると聞いております。

その後につきましても、利用者のニーズに応じ、各事業に取り組む事業所の参入の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、障害保健福祉圏域内の市と連携いたしまして、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所のさらなる確保を目指してまいります。

保育所等訪問支援につきましては、こども発達センターが実施している専門職などによる園や学校への巡回訪問指導とのバランスを保ちながら、参入事業所の確保に努めてまいります。

このように、本市では、障がい児はもとより保護者、そして家族に対し子どもの状態像、そして成長に応じた専門的な発達支援を提供できるように体制整備を進めてまいります。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

幼少期から教育、就労と各ライフステージを通して切れ目のない支援が提供できるような体制整備をお願いいたします。

今の答弁にあったように、市内に放課後デイサービスが増えるのは、障がい児を持つ親の負担軽減につながり、私もその一人として心強く思います。

しかし、その一方で、新規の事業所が増えてくると、サービスの質の面で心配も出てきます。

昨年7月、岡崎市の放課後デイサービスからいなくなった小学生が、後日川で亡くなっているのが見つかるという痛ましい事故がありました。自閉症の子は水を好むことが多く、行方不明が水の事故に直結するため、保護に一刻を争います。特に、学校の長期休暇中は、放課後等デイサービス事業所にいる時間が長くなり、屋外での活動を多く取り入れる事業所もあるため、職員が

一瞬目を離しただけでもいなくなってしまう危険性が高まります。

そこで、質問ですが、高齢者には徘徊高齢者探知支援サービスや見守りSOSネットワークのサービスがありますが、脱走のおそれのある障がい児には利用できるサービスはありますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 現在のところでございますが、障がいサービスには探知支援サービスはございません。

GPS発信器を持たせることで、スマートフォンで探知できるサービスも安価に利用できるようになりましたので、そのようなサービスを御利用いただくこともよろしいかと思えます。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

次に、私も自分の子供で経験しましたが、知的障がい児が脱走したとき、大人の想像を超える速さで移動していることがあります。そのため、自分たちで探そうとするのではなく、いなくなったことが分かった時点で110番通報することが発見への一番の近道と感じております。

しかし、110番通報をするとたくさんの情報を聞かれるため、その間に行方不明児がどんどん遠くに行ってしまいます。

そこで、110番通報したら、基本的な情報は聞き取らなくても済むように、事前に脱走のおそれのある障がい児を警察に登録しておく制度があれば、迅速な対応につながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 行方不明児の場合、まずは警察へ捜索願を出すことから始まりますが、脱走のおそれがある障がい児を警察に事前登録しておく制度は、すみません、聞いたことがございません。

しかし、認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業では、高齢者の情報を事前登録することで迅速な捜査につながる取組を行っているところでございます。

今後、関係機関と協議しまして、見守りSOSネットワークのような見守りのニーズがあるならば、既存のSOSネットワークを活用し、障がいのある方にも活用できないか検討していきたいと考えております。

また、こうした地域で見守りする方を増やすことは大変重要です。そのためには、お住いの地域住民と交流し、顔見知りの関係を持つことが大切で、障がいのある方に限らず高齢者や子育て世帯など、支援を必要とするあらゆる家族を見守る地域のネットワーク、いわゆる地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

以前、知的障がいのある私の長女が行方不明となり、警察に保護していただいた際、詳細な聞き取りや顔写真も撮っていかれました。その後、再び行方不明となり110番通報しましたが、そのデータは活用されていないようでした。事前登録は難しくても、過去のデータ活用は可能だと思いますので、ぜひ市から働きかけいただけますよう要望をしておきます。

また、行方不明になったことのある知的障がい者の親は、我が子が1人でどこかに行ってしまう危険な目に遭わないかという不安を常に抱えております。答弁にあったように、障がい者にも見守りSOSネットワークが活用できれば、その不安も軽減されます。ぜひ、前向きな検討をお願いいたします。

そして、見守りSOSネットワークが、高齢者だけでなく障がい者や子供などを含め支援の必要のある方という大きなくくりで見守る体制ができれば、住み慣れた地域で誰もがいつまでも安心・安全に暮らし続けられる地域社会となります。

また、見守りSOSネットワークの協力者の拡大が、地域住民、団体、機関など誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現につながるよう期待をいたします。

次に、新規参入する事業者が増加すると、そこに従事する職員の資質の能力の担保が課題となります。

そこで、各事業所はどのような人員を配置し、どのような研修を行っているのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 障がい児支援の専門職員の配置につきましては、社会福祉士や精神保健福祉士、理学療法士等の資格を基礎資格としました児童指導員や児童発達支援管理責任者などのほか、機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を配置することとなっております。

また、重症心身障がい児に対するサービスでは、これらのほかに嘱託医、看護師等を配置し、医療的ケア等の体制を整えることが求められております。

次に、研修につきましては、施設の管理者は従業員等の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じることが義務づけられておりまして、事業所における勉強会や研修に加え、外部研修会への参加がなされているところでございます。

こうした人員配置や研修実施等の状況につきましては、県が実施する実地指導や指導監査により確認することとなっております。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

事業所任せの研修だけではなく、市も事業所の資質向上のために積極的に取り組む必要があると思いますが、市独自の取組があれば教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 市独自の取組といたしましては、令和3年度より高浜市障がい者地域自立支援協議会内に、障がい児通所支援事業所部会及び障がい福祉サービス部会を立ち上げました。

市内にある全ての障がい福祉サービス事業者が参加する両部会では、事業所ごとに抱える困難事例の検討を行いながら、気軽に相談し合える関係づくりを構築していくことで、事業所間の連携強化とともに、新型コロナウイルスの影響で昨年度は実施できませんでしたが、定期的に研修会を開催することなどで各事業所のレベルアップを図っていくことを目的としてございます。

さらに、今年度でございますが、市内の福祉事業所職員や発達障がいの子を持つ御家族、特別支援学校や支援級の教員を対象に、PECSという絵カードを使って自発的にコミュニケーションを取ることができるトレーニングプログラム研修を予定してございます。

このように、本市では、質の高い障がい福祉サービスが提供できるように、障がい福祉人材の育成に努めているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

これまで、第2期障がい児計画の進捗状況等をお聞きしましたが、障がい児から障がい者へとライフステージが変わっても、就労を含め切れ目なくトータルな施策推進が重要です。

そこで、令和3年度に特別支援学校を卒業した方の進路先をお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 令和3年度に特別支援学校を卒業した生徒は6人でした。そのうち、一般就労の方が2人、就労移行支援サービス利用者が1人、就労継続支援B型のサービス利用者が1人、生活介護サービス利用者が1人、療養介護利用者が1人でございます。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

卒業生6人のうち、一般就労が2名見えることは、後輩の子にとってもその親にとっても勇気づけられる結果だと思います。

国も、障がい者の就労支援に力を入れており、全国的に見ても特別支援学校高等部の卒業者の約3割が就職しており、近年、就職率も上昇しております。

本市においても、関係機関と連携しながら、さらに就職率が上昇するよう、御支援をお願いいたします。

それでは、少し遡って、平成29年度から令和2年度に特別支援学校を卒業した生徒の進路先も教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 平成29年度から令和2年度に特別支援学校を卒業した生徒は、平成29年度に9人、平成30年度には8人、令和元年に1人、令和2年度に10人の計28人お見えになりました。

そのうち、一般就労した方が5人、率にして18%、就労移行支援サービス利用者が3人、率にして11%、就労継続支援B型のサービス利用者が6人、率にして21%、生活介護サービス利用者が13人、率にして46%、最後に進学が1人、率にして4%でございました。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

次に、親を亡くした障がいのある方の生活支援や財産管理といった生活に関する様々な問題を総じて、親亡き後問題とよく言われます。これは、障がい者の親が一番不安を抱くことであるとともに、社会全体で取り組まなければならない問題でもあります。

障がいのある方たちが親から自立するには、就労が大きく寄与します。

そこで、就労支援について、市においてもさらなる強化をしていただきたいと思いますと考えますが、市独自の取組を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 障がい者の就労支援についての取組でございますが、たかはま障がい者支援センターに平成23年4月から配置してございます就労支援員が中心となりまして、就労を希望する障がい者に対して面談やハローワークへの同行、企業との面接同行などの支援や、就労支援施設及び就労支援機関等との連携強化、雇用事務所の開拓といった各種支援を進めておりまして、毎年数名の障がい者を一般就労へつなげるとともに、その後の定着支援にも取り組んでいるところでございます。

また、いきいき広場の清掃業務では、障がい者の雇用や市内の就労支援施設からの体験実習の受入れを委託業務の仕様に加え、高浜市総合サービス株式会社にお願ひし、障がい者の働く場の確保に努めているところでございます。

加えて、昨年9月には、市内小・中学校の特別支援学級などの児童・生徒の保護者を対象に、たかはま障がい者支援センターが支援している市内の障がい者雇用企業や他市の特例子会社の雇用担当者との意見交換や質疑応答を行う企業と語ろう会をオンラインで実施いたしましたところでございます。

参加した保護者からは、企業に就職することをイメージした上で将来に向けて準備していきたいという感想や、企業のほうからは御家族が不安に思っていることなどの話を伺うことができ勉強になりましたとの感想がございました。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

今後も、積極的な施策の推進をお願いいたします。

次に、民間企業の法定雇用率は、平成30年4月から2.2%に、令和3年4月からは2.3%へと上昇しており、愛知県内の雇用障がい者数も増加しております。

一方で、実雇用率については、令和3年6月1日現在で過去最高の2.14%となったものの、法定雇用率2.3%を下回っており、法定雇用率を達成している民間企業の割合は46.5%で半数も満たない状況であります。

そこで、高浜市内の民間企業の実雇用率と法定雇用率を達成している民間企業の割合を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 市内の民間企業の実雇用率と法定雇用率につきまして、愛知県労働局に令和3年度の障がい者雇用状況を確認したところ、実雇用率は市ごとの集計がないとのことと確認できませんでした。

一方、法定雇用率については、対象企業が39社ございまして、法定雇用率を達成している企業はそのうち13社で33.3%でございました。

なお、法定雇用率を達成していない26社の状況について、障がい者雇用状況調査の集計を実施したハローワークに確認したところ、達成まであと1人や2人との事業者も多く、各社達成に向けて努力なされているというところであるという回答をいただきました。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

課題を1つずつクリアしていただき、今後もさらに障がい者雇用が進展するように、国・県等と連携し、市としてもさらなる市内企業に対する雇入れ支援等の強化に積極的に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、農業と福祉の連携、いわゆる農福連携が注目されております。人手不足に悩む農業と障がい福祉サービス事業所が農業生産に取り組むことで、農家の人手不足解消と障がい者の工賃取得による経済的自立を促進するという取組であります。

農福連携について、これまで市としてどのように取り組んでいるのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 農福連携の取組につきましては、令和元年11月にいきいき広場におきまして、農福連携の第一人者である濱田健司さんをお招きしまして、農福連携フォーラムを開催いたしました。その後も、コロナ禍ではありましたが徐々に活動を展開し、昨年度に農福連携推進委員会を立ち上げております。あいち中央農業協同組合や市内の障がい福祉施設と連携をし、障がいのある方に職業としての農業を知り、体験することで興味を持ってもらい、農業分野に就労することで自信や生きがいの創出につながるよう活動をいたしております。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

農福連携が全国的にも広がっている理由は、障がいのある方が農業現場での貴重な働き手として社会参画ができること、また農業に従事することで自信や生きがいの創出、さらには生活の質の向上につながることを期待されるからです。

引き続き、市として支援を行っていただき、多くの障がい児・者が農業を就労先の一つとして考えられるように取り組んでいただき、農業以外の分野においても、民間企業に対する雇入れ支援等の対策の推進をお願いいたします。

次に、近年、日本では大きな災害が度々発生しております。東日本大震災では、障害者手帳を持つ方の死亡率は全住民の死亡率の2倍に上るというデータもあります。よって、障がいのある方が災害発生時の避難行動や、避難所において不安なく行動できるよう対策を講じることが急務だと考えます。

そこで、障がいのある方の災害対策について、市としてどのように取り組んでいるのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 昨年3月に策定した第5次高浜市障がい者福祉計画では、災害、緊急事態時の対策を基本方針に位置づけ、様々な災害に対して市民と行政が協働による安全確保に努め、全ての市民が安心して暮らせる地域づくりを目指すとし、各種施策に取り組んでいる状況でございます。

まず、避難行動要支援者支援では、災害発生時に障がいのある方など避難行動要支援者への情報伝達や安否確認、避難支援が円滑にできるよう、町内会やまちづくり協議会、民生児童委員などの避難支援等関係者や行政機関との協力体制の下、同意方式による登録の働きかけを行っております。

また、一般の避難所にも福祉避難スペースを設置していただくため、避難所運営マニュアルの見直し検討会に参加し、要配慮者の受入体制の充実を図りました。

さらに、高浜市障がい者地域自立支援協議会防災部会を設けまして、災害が起きても障がい者と家族が安全に避難できるような仕組みを検討しておりまして、直近では新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、在宅避難の方法や地域に支援を求めやすくする方法について検討しています。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

それでは、避難行動要支援者支援についてお聞きいたします。

災害発生時に、避難行動要支援者への情報伝達や安否確認、避難支援を円滑に行うためにも、

平常時から避難行動要支援者名簿の登録情報が地域と共有されることが必要です。名簿の同意はどの程度進んでいるのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 令和3年度において、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、B及び精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を全員を対象に、郵送にて避難行動要支援者名簿の同意勧奨を行いました。うち62%の548人から返信があり、109人の新規者を含め319人から名簿の登録同意をいただくことができました。

過去に同意をいただいた方も含めまして、現在399人が平常時の名簿情報提供者に登録されています。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

全国的には、避難行動要支援者名簿の登録が増えていないと聞きますので、引き続き避難行動要支援者名簿登録を積極的に進めていただければ幸いです。

次に、障がい者地域自立支援協議会内の防災部会で在宅避難を検討しているとのことでしたが、具体的にどのような検討をされているのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） まず、防災部会でございますが、当事者団体、福祉避難所、市の防災防犯グループの関係者が集まりまして、障がいのある方の防災対策について検討しております。

防災部会では、これまで障がいのある方が災害発生時の避難行動や避難所において不安なく安心して行動できるように防災勉強会を開催するなど、周知啓発を行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、避難所の収容人数が減少したことや、障がいのある方が避難所で生活する際の困難さを考慮し、自宅建物に倒壊などの危険性がなく住み続けられる状態であれば在宅避難も有効であると考え、安心して在宅避難ができるためにはどうしたらよいかということを検討しているところでございます。

物資や支援が必要な場合の伝達方法や、安否確認の方法として在宅避難伝言板を作成し、今後、地域の方に支援を求めることができるか検証してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

障がいのある方が避難所で生活する際の困難さは、確かにあると思います。自宅が住み続けられる状態であれば在宅避難も有効と考えますが、避難所にいないため支援が行き届かない可能性があります。在宅避難となっても支援が届くように、防災部会においてしっかりと検証をしていただきますようお願いいたします。

次に、緊急事態時の対応についてお伺いします。

昨年4月より、地域生活支援拠点が整備され、障がいのある方とその家族への居住支援が始まりました。地域生活支援コーディネーターを配置し、夜間、休日等の緊急時にも相談ができる体制ができたことは、障がい児・者を持つ家族にとって心強いことと思います。

整備されてから約1年が経過しましたが、これまでの利用状況について教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 地域生活支援拠点の利用状況でございますが、令和3年度の相談件数は29件、緊急時の受入れでは入院対応が6件、短期入所対応が2件ございました。

引き続き、スムーズな対応ができるように、市内事業所と緊密に連携を取りながら支援体制を確立してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

緊急時の受入れは、緊急ゆえに時間に余裕がありません。夜間、休日等の緊急時にも対応できるように、市内事業所と連携しながらしっかりとした支援体制をお願いいたします。

今回、第2期障がい児福祉計画の進捗状況や就労支援、さらには災害、緊急事態時の対応についてお聞きしました。

障がい児福祉計画では、療育手帳の所持者数の増加に伴い、障がい児支援サービスの利用者が増加していることが分かりました。市内の障がい児とその親が安心してサービスが受けられるように、事業所のさらなる確保をお願いするとともに、事業所職員が幅広い専門性を身につけ、質の高いサービスが提供できるよう、市として人材育成支援に尽力していただきたいと思います。

また、就労支援についても、障がい児・者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

そして、災害や緊急事態時であっても、障がいのあるなしにかかわらず全ての市民が安心して暮らせるために、避難行動要支援者名簿の登録促進や在宅避難の検討を行っていただくことをお願い申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は14時45分。

午後2時36分休憩

午後2時45分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、杉浦康憲議員。1つ、訴訟及び損害賠償責任の免責について、以上1問についての質問を許します。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） それでは、議長のお許しをいただきましたので、1つ、訴訟と損害賠償責任の免責についてを、通告に従い一問一答にて質問いたします。

令和2年9月定例会の私の一般質問でも同様の質問をし、同様に断りを入れましたが、今回も初めに言っておきます。

住民訴訟は、高浜に住む市民に与えられた権利であり、係争中の互いの主張に関して口を挟むつもりはありません。

では、なぜこのような意見の相違が起こるのか、こちらも前回の例えを繰り返します。

法律や条文というのは、非常に曖昧な表現が多いと感じます。例えば、道路での制限速度は数字ですから非常に分かりやすいです。制限速度50キロなら50キロまではよくて、51キロからは違反となります。これも緊急車両等は除外される例外があります。

では、私たち議員の身近な公職選挙法でいうと、第140条、何人も選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることはできない、との記述があります。これも、自動車とあるが、じゃ自転車ならいいのか、隊伍とはきちんと並んだ組、列とありますが、じゃ何台までよくて何台から駄目なのか、私たちも違反などしたくないので、選挙管理委員会や警察に問い合わせますが、明確な回答をいただいたことはありません。

行政の方に、そういった曖昧な条文で判断をするときどうするのか聞いたことがあります。その方は、過去の判例等を調べたり、関連や所管する官庁に問い合わせ執行するとお話しされていました。そういったときでも判断が明確でないときは、良い悪いは責任は取れないと言われると愚痴をこぼしておられました。

なので、互いに悪意ではなく、このような解釈の違いから始まってしまうものだとは私は信じています。

本題に戻ります。訴訟の内容の経過は、議会には報告されませんので、先日、名古屋地裁・高裁に伺い閲覧させていただきました。ただ、結果については、原告、被告共に高浜市民を思い、互いの主張を司法の判断に委ねたわけですから、ともに報告する責任があると私は考えます。

それでは、高浜市において現在、過去の住民訴訟で、市長または職員に損害賠償請求がされている案件を何件かあれば、簡単な件名と金額も教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 現在、過去の住民訴訟で市長や職員に損害賠償の請求、これがされている案件ということでございました。

まず、4件ございます。

1つ目は、商工会館の移転に伴う移転補償の案件でございます。2つ目、勤労青少年ホームの建設発生土等処理費用の負担についての案件でございます。3つ目、高取幼稚園及び高取保育園の移管事業に伴う市の負担費用についての、費用負担についての案件。4つ目が、旧大山会館の

調査委託に関する案件でございます。

その請求されておる損害賠償額は、利息分、これもあるんですけども、これは抜きといたしまして、低いもので数百万円で、あとは数千万円のものですとか、最も高額なものと1億円を超えているようなものもございます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

では、そのうち2件について少し伺います。

初めに、令和元年行ウ第95号、市長への損害賠償請求事件、いわゆる勤労青少年ホーム跡地活用事業における建設発生土等運搬処理に関わる負担金について、市が積算した金額2億251万800円と、実際に契約し支払った金額1億6,070万4,000円との差額を損害、1億2万850円として吉岡市長に支払いを求める裁判です。

こちらは、令和3年12月16日に名古屋地裁で判決が出ており、判決文によると、本件の協定は締結は違法でないから、そのような点について検討するまでもなく原告らの請求は理由がない。支出についても、支出の違法が高浜市長である吉岡に対する損害賠償請求の違法性を基礎づけることとなる理由等について何ら主張、立証していない。この支出自体も違法ではない。結論、よって原告らの請求は理由がないことからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。主文、①原告らの請求を棄却する。②訴訟費用は原告らの負担とすると名古屋地裁では判決が出ました。現在、原告らから控訴され、名古屋高裁にて裁判中となっております。

では、この地裁判決について、黒川議員の質問と一部かぶりますが、裁判にかかった費用と、それに関わった職員の延べ時間数が分かれば教えてください。そして、判決内容の是非はともかく、名古屋地裁の判決が出たわけなので、これについて市民に知らせるべきだと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 裁判にかかった費用につきましては、黒川議員の一般質問でお答えいたしましたとおり、勤労青少年ホームのこれは一審、二審合わせまして218万162円でございます。

関わりました職員の延べ時間数でございますが、特段ちょっと集計はいたしておりません。ただ、この事件に限らずでございますけれども、相当の時間、これを要しております。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 市民に知らせるべきだということでございますが、例えば市の広報等で知らせるとのことだと思っておりますが、そういった考えは現時点では考えておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） では、次に、平成29年行ウ15号、公金支出差止め請求事件と、平成30年行ウ21号、不当利益返還請求事件についてお聞きします。

いわゆる、中央公民館解体に際して商工会さんらに補償した移転補償費等を高浜市が支払ったのは違法であると提訴された裁判です。こちらは、名古屋地裁、名古屋高裁での判決が出ております。

判決文、移転補償費等についても、市長の判断に裁量権の著しい逸脱、乱用があり無効とすべきような事情はないこと、不当利得についても、高浜市としては商工会との合意により高浜市の費用負担において本件商工会館を解体すべきであったといえることから、本件商工会館の解体につき高浜市が商工会に対して本体解体費用相当額の不当利益返還請求権を有しているということを行うことはできない。結論、以上によれば、原告らの請求はそのような点について判断するものでなく、いずれも理由がないことから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。主文、①甲事件原告ら及び乙事件原告らの請求をいずれも棄却する。②訴訟費用は乙事件原告らの負担とすると名古屋高裁での判決が出ており、その後、原告より最高裁に上告されましが不受理となり、高浜市の考えが認められ結審したものだとして理解しております。

では、この判決についても、裁判にかかった費用と、これらに関わった職員の延べ時間数が分かれば教えてください。先ほどと同じですが、こちらは結審した結果だと思っておりますので、これについて市民に知らせるべきだと考えますが、こちらでも当局のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） こちら、裁判にかかった費用は、公金支出の差止め請求事件と不当利益返還請求事件、これの2件分がございまして。そしてまた、これ一審と控訴審分と、これを訴訟代理人に委託しておりますので、この分が2審分ございまして。その合計で381万7,500円がございまして。

関わった職員の延べ時間数、これも特段集計はいたしておりませんが、やはりこれも相当の時間を要しております。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） こちらについても市民に知らせるべきだということでございまして、確かに結審はしておりますが、こちらについても市民に知らせることは今のところ考えておりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

なかなか正直言って気持ちは分かりますが、他の自治体では広報やホームページで訴訟の結果について判決の概要などをお知らせしているところもあります。公表することも、悪いことではなく必要なことだと思っておりますので、他の自治体の事例の収集や調査を行って今後、御検討いただ

くことをお願いいたします。

では、次の質問です。

令和2年行ウ第67号、高浜市長への損害賠償請求事件、これに関しては全協で報告はありましたが、途中で損害賠償請求相手が吉岡市長から会計管理者の職員に変わりました。これらは、いずれも吉岡市長、会計管理者が損害賠償請求相手となっております。原告らの主張する賠償金額が数千万、そして億と非常に大きく、個人がともて負える金額とは考えられません。

そこで、令和2年、地方自治法第243条の2第1項が一部改正され、市長及び職員の賠償の免責範囲が規定されましたが、高浜市としての考えをお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議員おっしゃるとおり、地方自治法第243条の2第1項の規定によりまして、市長や職員の責任を一部免責する条例を定めることができるようになりました。

一部免責条例を高浜市で制定しないのかとの御質問としますので、お答えさせていただきます。

一部免責条例は、全国的に様々な住民訴訟が起こる中で、軽過失しかないのに個人財産による賠償として多額な責任を負わされることがあり、その結果として積極的な施策を推進するに当たり職員が非常に謙抑的になってしまうという弊害が生じているとの見方があったことから、平成29年度の地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日以降、各地方自治体において定めることができるようになったものであります。

一部免責条例の制定によりまして、市長または職員が善意や重過失がない場合には、一定の額の範囲内であれば議会での特段の議決を要せずに免責が可能となったものであります。

一部免責条例の制定によりまして、責任を一定の範囲に限ることができますので、積極的な政策に果敢に挑戦していくことができると期待をされているところでございます。

こうしたメリットも踏まえて、今後、制定の必要性を前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ぜひとも条例の制定、作成ですね、作成をお願いいたします。

もう一つ確認したいと思います。

今の説明の中にもあったんですが、高浜市ではどのような条文になるか分かりませんが、他自治体の例を見ると、多くの条文では市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときとあるように、当然無条件での免責ではないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 地方自治法第243条の2の第1項の規定を見ましても、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、当該条例で定める額を控

除して得た額について免れさせる旨を定めることができるとの規定をされております。

当然、無条件でなく善意でかつ重大な過失がないことが条件となってまいりますので、制定に当たりましては条例上も明記をしたほうがよいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

当たり前ですが、全ての案件で免責されるわけではありません。多くの自治体で、長には基準給与年額に6を乗じた額です。例えば、高浜市長で考えると、約8,000万円となります。高額な掛金の保険にでも入っていない限り、とても払えるような金額とは思えません。それだけ大きな職責を負っていることだと考えます。

それでは、次の質問です。

近隣自治体で、制定状況をどこか知っているところがあれば教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） この条例につきまして、近隣市で把握しておりますのが、岡崎市、豊橋市、常滑市、あとは知多市、東海市、あと豊田市さん、大府市さんです。なお、愛知県におきましても、令和2年3月に知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定しております。

○議長（鈴木勝彦） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

いろんな自治体さんでも、実態として必要であるということから制定が進んでいるのかなとは思いますが。

では、私はなぜこの条例が必要だと感じたのかと言えば、次の判例を読み同意したからです。

ちょっと難しいので、昭和61年2月27日の最高裁判決の抜粋です。

職員の賠償責任に関する自治法243条の2の規定の趣旨。同条1項、所定の職員の職務の特殊性に鑑みて、同項所定の法意に起因する当該地方公共団体の損害に対する右職員の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行または不法行為による損害賠償責任よりも責任発生要件及び責任の範囲を限定して、これら職員がその職務を行うに当たり委縮し消極的になることなく、積極的に職務を遂行することができるように配慮するものとともに、右職員の行為により地方公共団体が損害を被った場合には、簡便かつ迅速にその損害の補填が図られるように、当該地方公共団体を統括する長に対し損害賠償命令の権限を付与したものであると解せられるとあります。

非常に難しいので、もう少し簡単にいうと、責任の要件と範囲を限定し、委縮することなく仕事をし、そしてもし起きた場合にも賠償命令の権限を明確にしたものだと思います。

従業員第一主義というのを御存じでしょうか。ここでは、置き換えて職員第一主義と置き換えましょう。職員第一主義とは、職員のことを優先して考えることであり、市民を疎かにすることではありません。市民サービスを提供するのは職員であり、委縮することなく職員が能力を最大

限に発揮することができる環境をつくることこそが、よい市民サービスを行うために必要不可欠であるという考え方です。なので、この条例を制定する目的は、役職を受けること、行政事務を執行することに対して萎縮することなく、少しでも安心して市民サービスを行えることだと私は考えます。

まさに、ここにいる職員、そして議員の皆が、手法はおのこの違えどよりよい市民サービスを達成すべく能力を最大限発揮し行動することを切に願い、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 以上で通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いいたします。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 昨日の黒川議員の、現在、訴訟が行われている件数ということで、5件ということでお答えがあったかと思うんですけれども、これ6件ではないのかという質問が1つ目と、あと先ほども勤労青少年ホームのかかった費用が218万円余ということで、昨日の発言聞いてもこれが一番弁護士費用が高いのかなと思うんですけれども、いわゆる弁護士、頼む弁護士によってすごくかかる費用が変わってくると思うんです。特に、ちょっとかかりそうな弁護の仕方というは、オプションをつけて、例えば1回法廷に行くごとに幾らとか、そういう契約があるかと思うんですけれども、この間、弁護士とそういうような契約があるのか、それからこの218万円の契約内容を教えていただきたいのと、あと昨日、黒川議員の答弁でありました国家賠償請求、これ12月15日で全協のほうで資料いただいて、すごく簡単な説明しかなかったもので、内容についてちょっと詳しく教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） すみません、訴訟の案件が、現在継続中のものが6件じゃないかということだったと思うんですけれども、5件で間違いないかと思えますけれども。

あと、すみません、弁護士さんとの契約内容の詳細というところでございます。

まず、この金額になりましたのは、一審と二審がちょっと合計されているというところと、あとやはり着手金ですとかそういった費用がいろいろもろもろかかっているというところもあるかと存じます。

細かい内訳につきましては、情報公開審査会のほうでこれは出すものではないというところで御判断いただいておりますので、内訳についてはちょっとお示しできません。

また、国家賠償の請求につきましても、全員協議会で御説明いたしたとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

同一質問ですか。

○16番（倉田利奈） 今の答弁に対してですけれども、まだ5分たっていないのでお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 答弁漏れがあるんですか。

○16番（倉田利奈） はい。あと聞きたいです。いいですか。

○議長（鈴木勝彦） じゃ、答弁漏れだけ許します。

○16番（倉田利奈） 答弁漏れというよりも、どういう訴訟なのかということが分からないので、詳しく教えていただけないのかなというところと、それからそのオプションがあるのかないのかも教えていただけないんですか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 全協で報告した以上のことはお答えできません。

それと、オプションについても、先ほど情報開示審査会のほうで詳細については公開するべきではないというふうに言われておりますので、これ以上のことはお答えできません。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 昨日の倉田議員の質問ですが、当局上程の議案についての賛成討論とか反対討論については答弁ありました。陳情についてはお答えになっていなかったと私は思いますので、陳情に対する討論原稿を当局が作成するということが業務になるのかどうかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 昨日、陳情・請願についてもお答えしたはずですので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月17日午前10時であります。

本日はこれにて散会といたします。御協力ありがとうございました。

午後3時8分散会